

神河町男女共同参画推進計画

平成 28 年度～平成 32 年度

誰もがとともに認めあい
ハートがはれあうまち かみかわ

平成 28 年 3 月
神 河 町



はじめに

少子高齢化の進展や人口減少等、わが国の社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が性別に関わりなく、ともにその個性や能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題とされ、現在もあらゆる分野においてその推進がなされているところです。

国では、平成26年12月に人口減少と地域経済縮小の克服をめざし、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をはじめとする様々な政策によって、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを目標の一つとされました。

また、男女共同参画社会の実現をめざし平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。兵庫県においても、「ひょうご男女いきいきプラン2020」を策定し、さらなる男女共同参画の推進が図られようとしています。

神河町においては、「人権尊重のまち」として、性別に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、充実した生活を送ることができるようまちづくりを進めてきました。また、「神河町地域創生総合戦略」においても、男女共同参画社会の実現は地域創生の観点からも欠かすことができないものとなっています。

このような状況の中、神河町における男女共同参画の課題を探り、方向性を明らかにし、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、このたび「神河町男女共同参画推進計画」を策定しました。

この計画の推進にあたっては、住民・地域・企業等との連携と協働のもと、男女共同参画社会の実現に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり熱心にご議論いただきました神河町男女共同参画推進計画策定委員会の皆様、アンケート調査にご協力いただくとともに貴重なご意見をお寄せいただきました多くの住民の皆様に、心より御礼を申し上げます。



平成28年3月

神河町長 山名 宗悟

目次

序章 計画策定の背景	1
1 神河町の地域特性	1
2 今後のまちづくりに向けた男女共同参画の必要性	3
3 男女共同参画推進の動向	4
第1章 計画策定の概要	6
1 策定の趣旨	6
2 計画の位置づけと期間	7
3 策定の手法	7
第2章 統計、住民意識調査等からみる現状と課題	8
1 統計からみる現状と課題	8
2 住民意識調査からみる現状と課題	17
3 課題のまとめ	27
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 計画の体系	33
第4章 計画の内容	34
1 男女共同参画に関する意識改革・理解の促進	34
2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進【女性の職業生活における活躍推進計画】	37
3 男女の安全・安心な暮らしの実現	41
4 あらゆる分野における女性の活躍推進	45
第5章 目標値一覧	48
第6章 計画の推進にあたって	51
1 計画の推進体制	51
2 計画の進捗管理	51
資料編	52
1 用語解説	52
2 策定経過	55
3 神河町男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱	56
4 神河町男女共同参画推進計画策定委員会名簿	57
5 男女共同参画社会基本法	58
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	62
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	72

序章 計画策定の背景

1 神河町の地域特性

(1) 豊かな自然に育まれるまち

神河町は、面積の8割を山林が占め、千ヶ峰・暁晴山等 1,000m級の山々に囲まれています。中でも峰山高原・砥峰高原は、関西地方でも有数の高原地帯となっており、自然志向型の都市住民との交流の場となっています。市川、小田原川、越知川等の河川にはホタルや鮎、アマゴといった清流ならではの生き物が生息し、自然とふれあえる快適な環境づくりの整備を進めています。



砥峰(とのみね)高原



峰山(みねやま)高原



扁妙(へんみょう)の滝

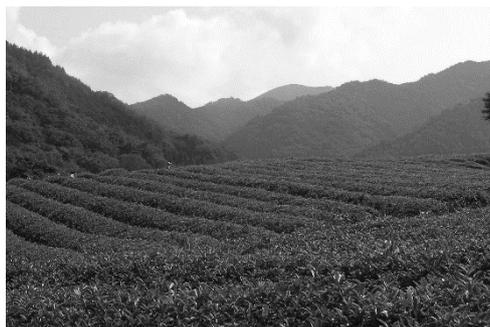
(2) 地域資源を活かした産業のあるまち

神河町は、古くは町域の大半を占める山林を利用した農林業を基幹産業として発展してきました。近年では神崎工業団地の開発・企業誘致が完了し、平成 25 年には町内の工場適地 2 か所が兵庫県産業集積条例の規定により拠点地区に指定されています。

さらに、峰山高原・砥峰高原等の自然を活かした魅力ある観光地づくりや、自然薯、茶、ゆず等の新たな特産品開発を進めるなど、恵まれた地域資源を活かした地域振興を進めています。



自然薯



茶畑



ゆず製品

(3) 定住、交流・移住人口を呼び込むまち

神河町では、子育て環境の整備に加え、若者世帯に向けた家賃補助制度、住宅の建設・住宅取得支援事業の創設等、定住人口の確保に取り組んでいます。また、空き家を改修した交流施設（店舗等）としての活用や若者・女性雇用の奨励等にも取り組んでおり、町内外に対して積極的な交流・移住促進を進めています。

2 今後のまちづくりに向けた男女共同参画の必要性

今日、私たちを取り巻く社会・経済環境は、少子高齢化の進行、社会情勢の変化、家族形態の変化や個人の価値観・ライフスタイルが多様化するなど、状況は大きく変化してきています。

神河町においては、総人口が減少傾向にあり、少子高齢化の進行、特に高齢化率が平成22年には30.6%と高齢化が著しく進行しています。また、転入が転出を下回る社会減の状況が続き、出生数についても減少傾向にあります。

このような中、国においては平成26年12月、人口減少と地域経済縮小の克服をめざし、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。神河町においても、地方版総合戦略を策定し、移住促進や仕事づくりとしての創業支援・雇用促進に向けた施策を重点的に位置づけ事業を実施しています。

地方創生をはじめ、今後のまちづくりを進める上で、男女それぞれが職場、地域、家庭においてさらなる参画を果たし、まちづくりに様々な人々の知恵やアイデアを活かすことができるよう、多様な担い手を確保していくことが非常に重要といえます。

このように男女共同参画の推進は、男性も女性も仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮することができる活力ある神河町の未来を拓く上で、欠かせないキーワードとなっているのです。

3 男女共同参画推進の動向

男女共同参画をめぐる世界、国、県の動向は以下のような状況です。

※政策の方針を示す「計画」に関わる事項はゴシックで示しています

年	世界	日本	兵庫県
昭和 50 年 (1975 年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
昭和 52 年 (1977 年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」設置	
昭和 54 年 (1979 年)		国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和 55 年 (1980 年)	国連婦人の 10 年	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
昭和 56 年 (1981 年)			「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和 58 年 (1983 年)			
昭和 60 年 (1985 年)		「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「女子差別撤廃条約」批准
昭和 61 年 (1986 年)		「男女雇用機会均等法」施行 婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	
昭和 62 年 (1987 年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
平成 2 年 (1990 年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「新ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
平成 4 年 (1992 年)		「育児休業法」施行	県立女性センター開設
平成 6 年 (1994 年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	
平成 7 年 (1995 年)	第 4 回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」施行	
平成 8 年 (1996 年)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定 男女共同参画推進連絡会議発足	「新ひょうごの婦人しあわせプラン後期実施計画」策定
平成 9 年 (1997 年)		男女共同参画審議会設置(政令) 「男女雇用機会均等法」改正	
平成 11 年 (1999 年)		「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正	
平成 12 年 (2000 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	「介護保険法」施行 「男女共同参画基本計画」策定	

年	世界	日本	兵庫県
平成 13 年 (2001 年)		男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置（法律） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
平成 14 年 (2002 年)			「男女共同参画社会づくり条例」制定 県立女性センターの名称を県立男女共同参画センターへ変更
平成 15 年 (2003 年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行 「労働基準法」改正	
平成 16 年 (2004 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	
平成 17 年 (2005 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）（ニューヨーク）	「介護保険法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	
平成 18 年 (2006 年)		「男女雇用機会均等法」改正	「ひょうご男女共同参画プラン 21 後期実施計画」策定 「兵庫県 DV 基本計画（配偶者等からの暴力対策基本計画）」策定 「ひょうご子ども未来プラン」策定
平成 19 年 (2007 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 20 年 (2008 年)		「女性の参加加速プログラム」策定	
平成 21 年 (2009 年)		「育児・介護休業法」改正	「兵庫県 DV 基本計画」改定 ひょうご仕事と生活センター開設
平成 22 年 (2010 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定	
平成 23 年 (2011 年)	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント ¹ ）のための国連機関）正式発足		「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
平成 24 年 (2012 年)	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		
平成 25 年 (2013 年)		「日本再興戦略」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
平成 26 年 (2014 年)		「次世代育成支援対策推進法」改正 すべての女性が輝く社会づくり本部の設置 「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定	「兵庫県 DV 基本計画」改定（「兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」に改称）
平成 27 年 (2015 年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」衆議院本会議可決、成立 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定	「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定

1 エンパワーメント

「em+power」で「パワーを与える」という意味になり、男女共同参画の分野では女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。



第1章 計画策定の概要

1 策定の趣旨

「男女共同参画」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいいます（男女共同参画社会基本法²第2条）。

今回の「神河町男女共同参画推進計画」においては、性別に関わらず一人ひとりが充実した生活を送ることができ、社会のあらゆる分野において、個性を發揮し、輝くことができる環境づくりを進めるため、行政、住民等が一体となって取り組むことができる計画の策定をめざします。

男女共同参画の考え方

家庭・地域・職場等のあらゆる場に参画する人々の意識は十人十色それぞれであり、「仕事に専念したい」という人や「子育てに専念したい」という人もいれば、「子育てをしながら仕事を続けたい」という人もいます。このことは、男女共同参画に対する意識においても同様のことがいえます。

しかし、例えば「子育てをしながら仕事を続けたい」と思っている人も、それを阻害するような様々な考え方や環境があると考えられます。

このように、男女共同参画社会の実現のためには、男女に関わらず「参画したい」という考え方を認め合い、それを推進する環境が大切となります。

■例えば、「子育てをしながら仕事を続けたい」という思いを阻害する様々な考え方や環境



² 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

2 計画の位置づけと期間

このたび策定する「神河町男女共同参画推進計画」は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけるとともに、本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」として位置づけます。

また、「第1次神河町総合計画基本計画」を上位計画として位置づけ、「神河町子ども・子育て支援事業計画」、「神河町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画」等、関連する計画との整合性を図るものです。

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

3 策定の手法

(1) 策定委員会

学識経験者、各種団体等の代表者等により組織し、神河町男女共同参画推進計画について検討、提言をいただきました。

(2) 住民意識調査

男女共同参画について、住民の方々がどのように感じているか、その実態を把握するため、20歳以上の住民を対象にアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

対象者	神河町に居住する20歳以上の男女を住民基本台帳から無作為に抽出
実施時期	平成27年10月26日～11月9日
配布数	1,000件（郵送到達997通、郵送不達3通）
有効回収数/回収率	525件/52.7%

(3) 神河町による内部調査（庁内ヒアリング）

男女共同参画に関する施策や事業の洗い出しを行い、状況や課題、今後の方向性を把握するため、調査票の配布を通じて関係各課への照会を行いました。



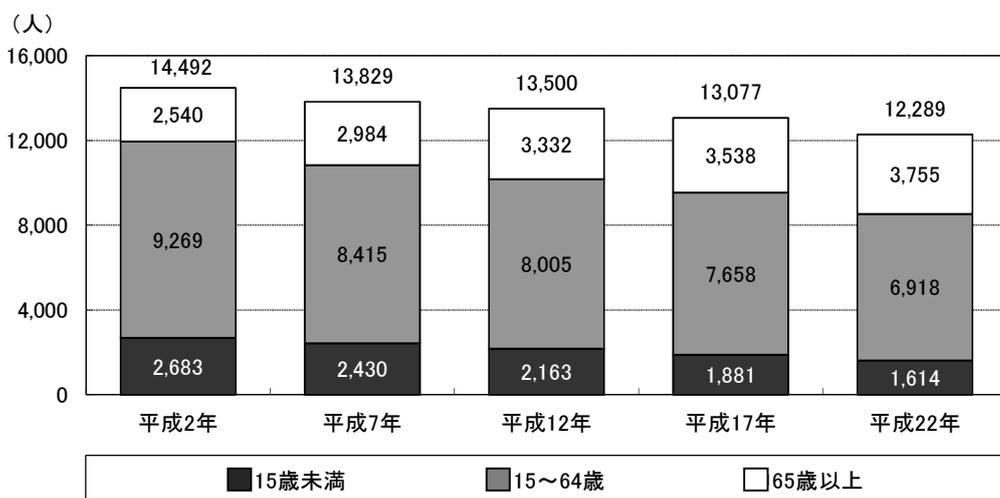
第2章 統計、住民意識調査等からみる現状と課題

1 統計からみる現状と課題

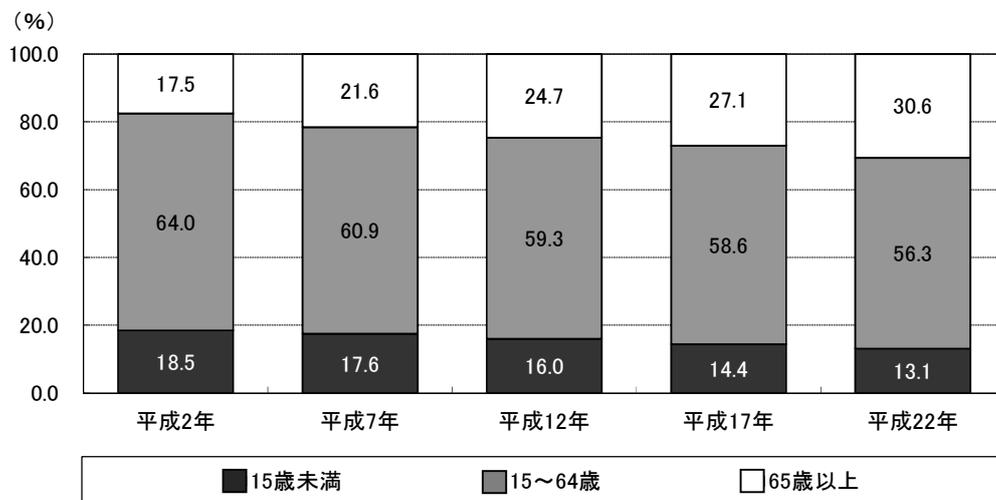
(1)人口・人口動態

本町の総人口は平成22年現在、12,289人（国勢調査）で平成2年以降減少しています。年齢3区分別では、65歳以上人口割合は上昇しており、15歳未満人口割合、15～64歳人口割合はともに低下しています。

■年齢3区分別人口の推移

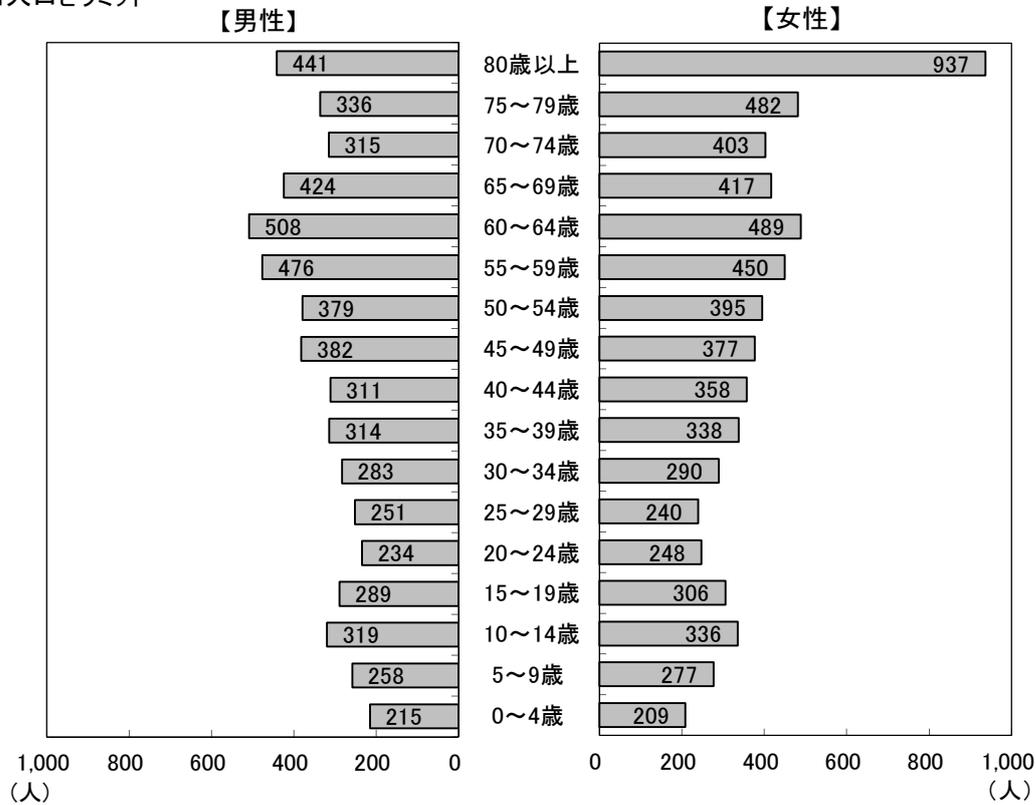


■年齢3区分別人口割合の推移



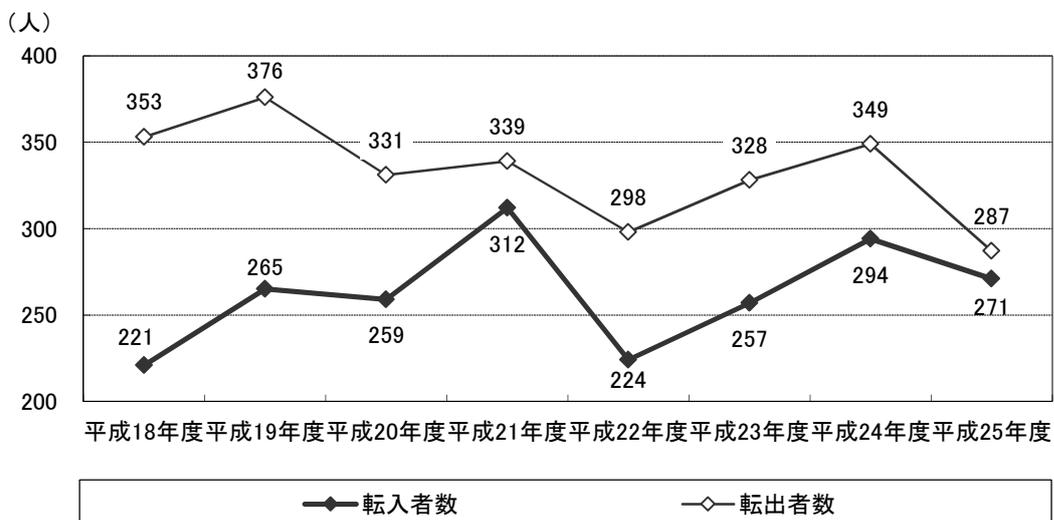
人口ピラミッドをみると、50歳代後半から60歳代前半の人口が多く、10歳未満、20歳代の人口が少ない傾向がみられます。また、80歳以上では男性より女性が顕著に多くなっています。

■人口ピラミッド



社会動態の推移をみると、転出者数が転入者数を上回る社会減の状況で推移しています。

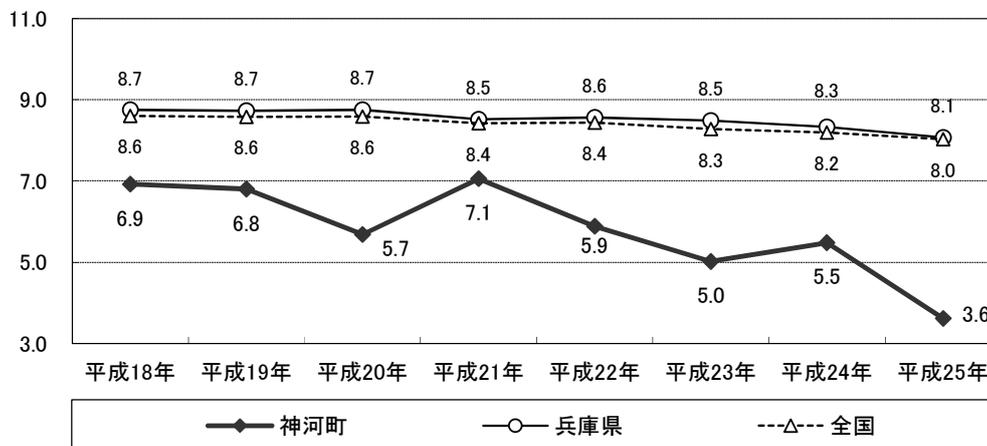
■社会動態の推移



本町の出生率※は平成18年以降増減を繰り返しながらも減少傾向で推移し、平成25年は3.6となっており、兵庫県、全国を下回っています。

■出生率の推移

(人口千対)



資料：厚生労働省「人口動態調査」、住民基本台帳（各年3月31日時点）

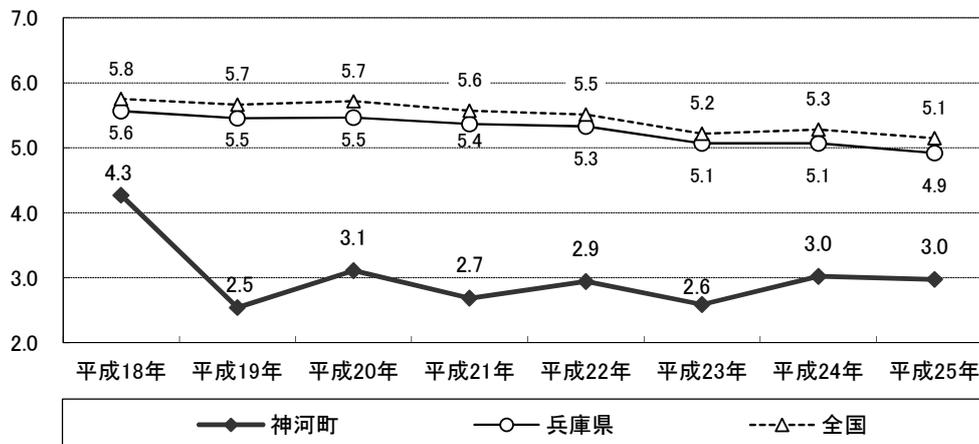
※出生率とは、一定期間（年間）の出生数の人口に対する割合

参考：合計特殊出生率とは、再生産年齢（15歳から49歳まで）にある女性の年齢別の出生率を合計した値のことで、1人の女性がその年次の年齢別出生率で産むと仮定した場合、一生の間に産む平均子ども数

本町の婚姻率※は平成19年に減少がみられ、平成20年以降は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。平成25年は3.0となっており、兵庫県、全国を下回りながら推移しています。一方、離婚率※は平成21年までは増加で推移していましたが、平成22年には減少がみられ、平成25年は1.0となっており、婚姻率と同様、兵庫県、全国を下回って推移しています。

■婚姻率の推移

(人口千対)

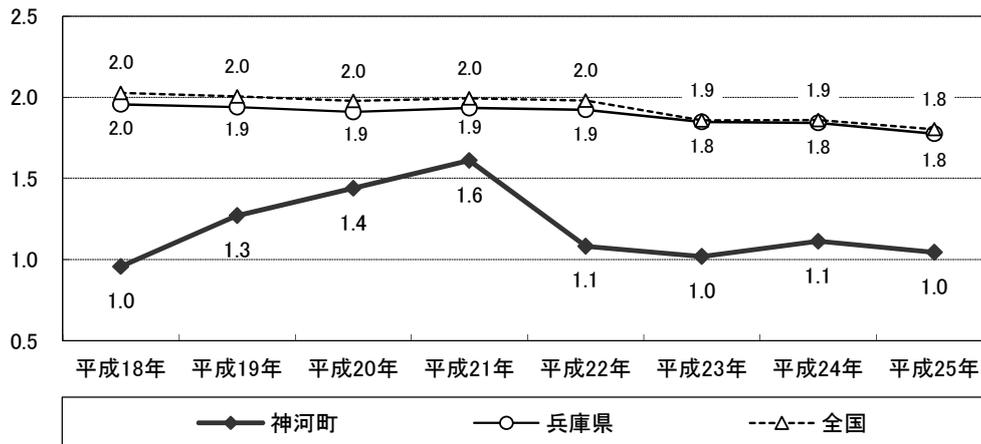


資料：厚生労働省「人口動態調査」、住民基本台帳（各年3月31日時点）

※婚姻率とは、一定期間（年間）の婚姻届出件数の人口に対する割合

■離婚率の推移

(人口千対)

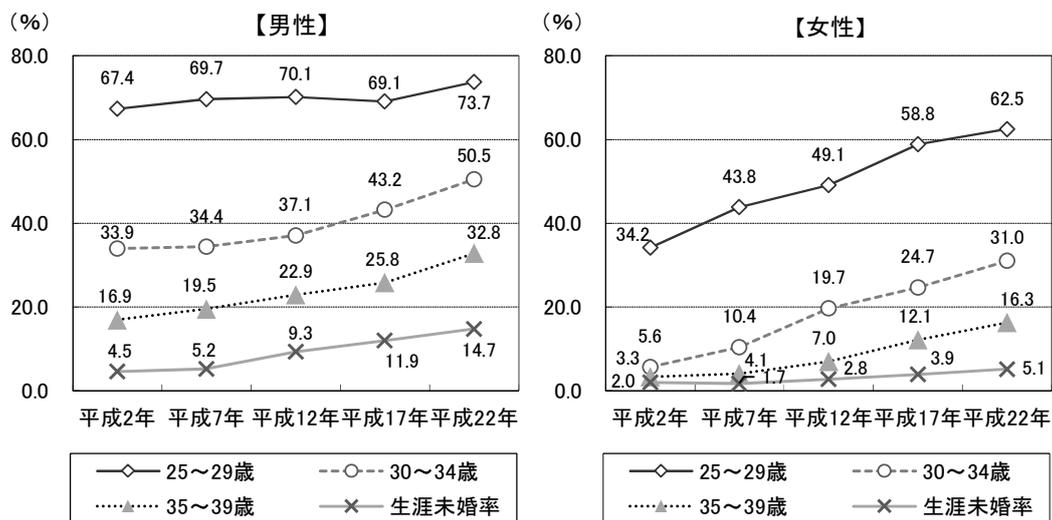


資料：厚生労働省「人口動態調査」、住民基本台帳（各年3月31日時点）

※離婚率とは、一定期間（年間）の離婚届出件数の人口に対する割合

また、本町の未婚率※は、平成2年から平成22年にかけて、男性の30～34歳で33.9%から50.5%と16.6ポイント、女性の25～29歳で34.2%から62.5%で28.3ポイント増加しており、特に若年女性の未婚率の増加が顕著となっています。各年齢層で女性より男性の未婚率が高くなっており、生涯未婚率※は平成22年で男性14.7%、女性5.1%となっています。

■未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

※未婚率とは、一定期間（年間）の未婚者数の人口に対する割合

※生涯未婚率とは、「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの

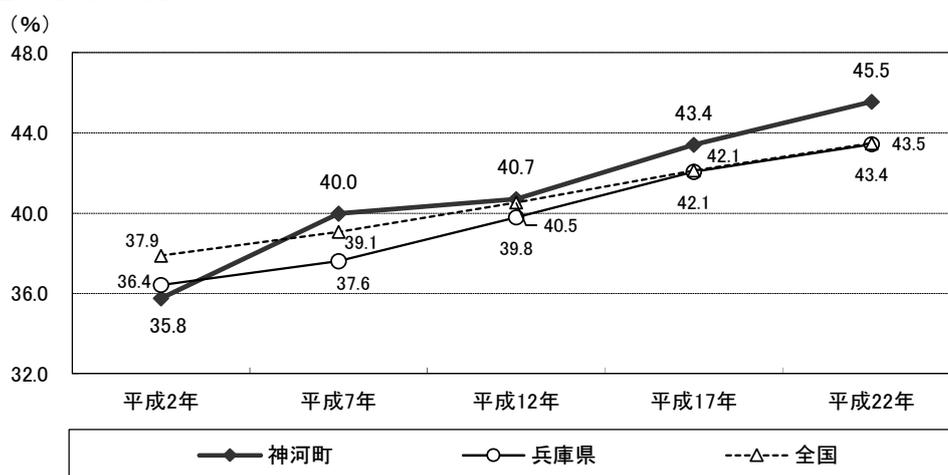
(2) 雇用・就労状況

雇用者[※]に占める女性割合は全国的に増加傾向にあり、本町では平成2年の35.8%から平成22年には9.7ポイント増加の45.5%となっており、平成7年以降は兵庫県、全国を上回って推移しています。

労働力率[※]を年齢別にみると、男性では20歳代後半から50歳代後半まで9割以上で推移しているのに対し、女性では30歳の割合が低いM字カーブ³を描いています。また、年々M字の谷の部分の浅くなる傾向がみられ、兵庫県、全国では30歳代後半がその部分にあたるのに対し、本町では30歳代前半となっています。

さらに、女性の労働力率には配偶者の有無で違いがみられ、20歳代前半から30歳代後半にかけて未婚が有配偶を大きく上回っています。

■ 女性雇用者割合の推移



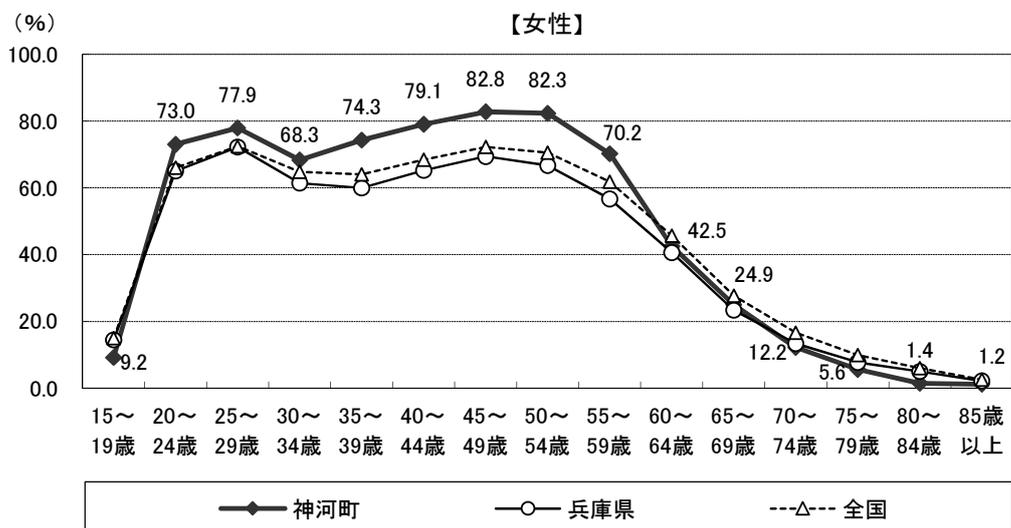
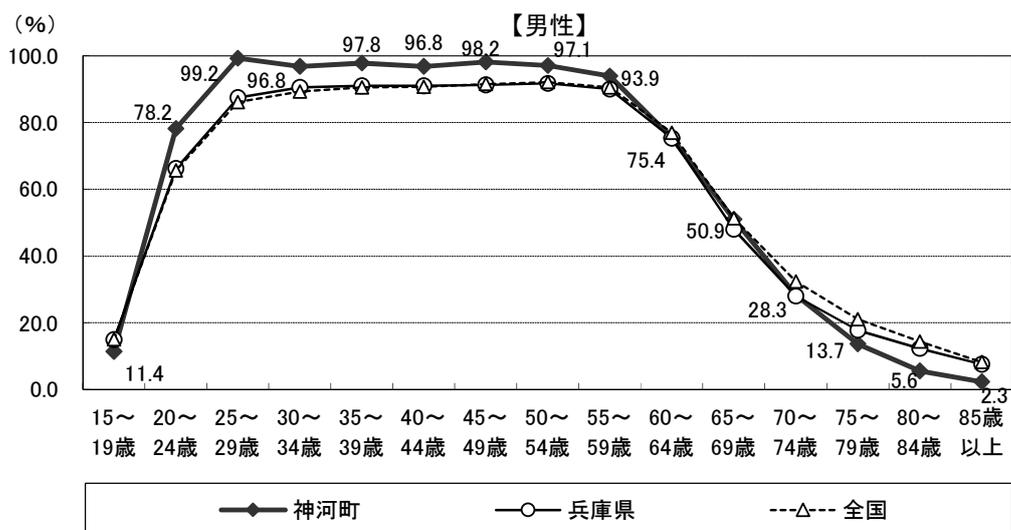
資料：総務省「国勢調査」

※雇用者とは、会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇い等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人（ここでは役員を含んでいる）

³ M字カーブ

女性の年齢別労働力率をグラフにすると、学校卒業後と子育て終了後とを二つの山として、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうどMの字のような形になっていることをいう。結婚・出産を契機に退職、子育て後に再就職する女性が多いことを示している。諸外国に比べ日本の女性に顕著な傾向で、その背景には育児を女性の仕事とする固定的な性別役割分担意識の強さ、仕事偏重になっている男性の働き方、両立を支援する社会システムづくりの遅れ等が指摘され、少子化や男女の賃金格差を生み出す要因ともいわれている。

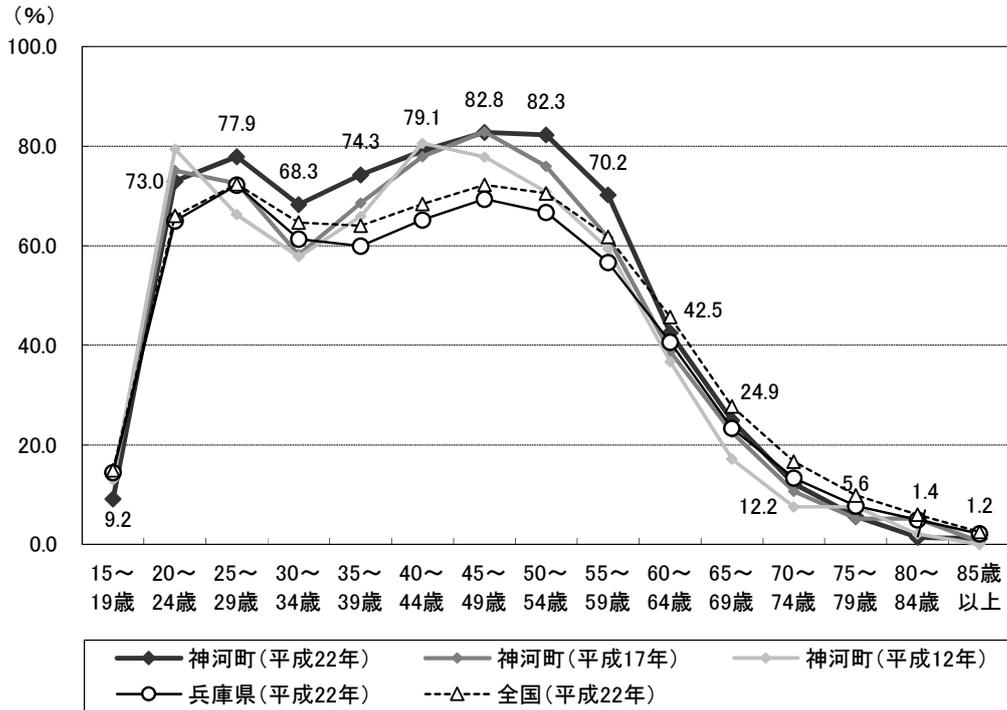
■労働力率の状況



資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

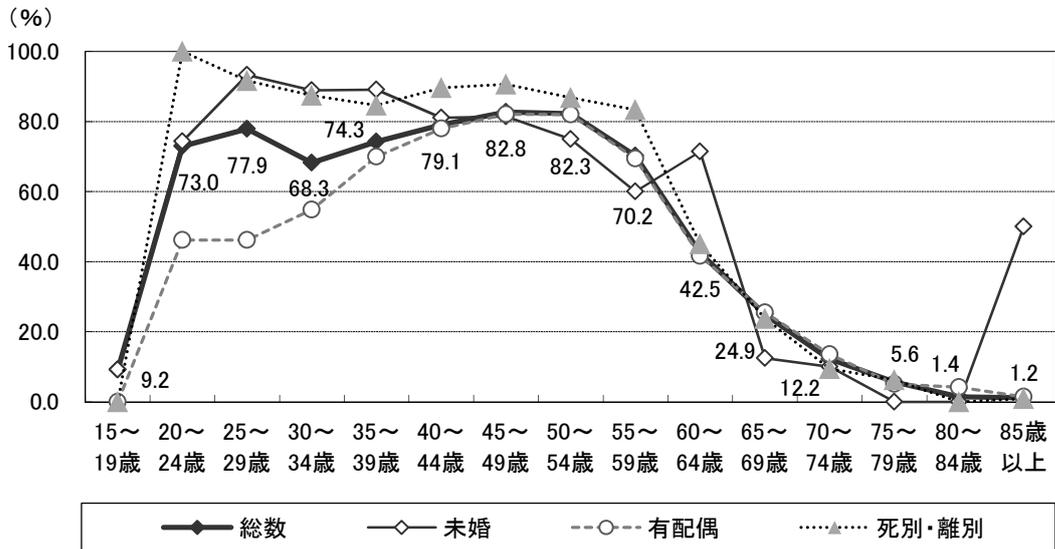
※労働力率とは、人口に対する労働力人口（就業者と働く意思と能力をもち、求職活動を行っていないが、就職の機会を得られない者）の割合

■女性の労働力率の推移



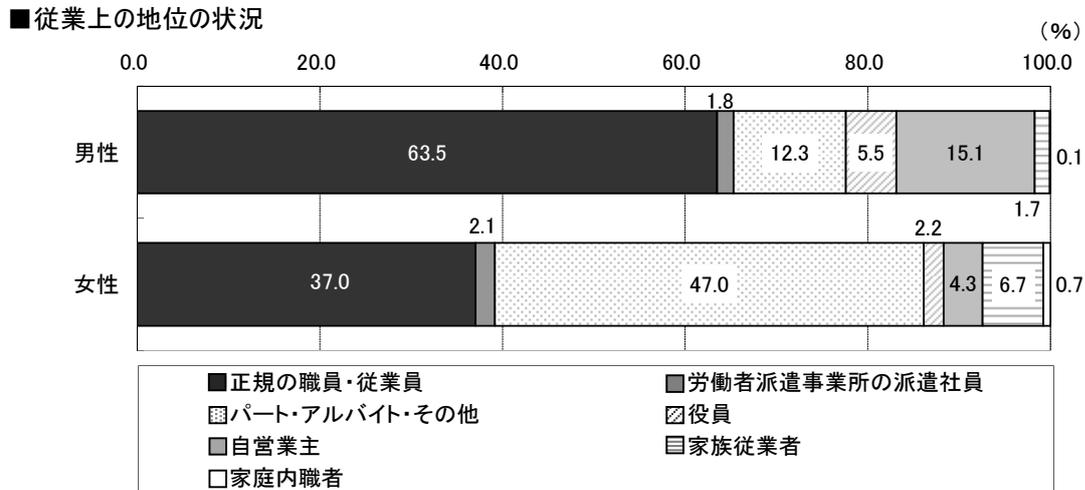
資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

■女性の配偶関係別労働力率の状況



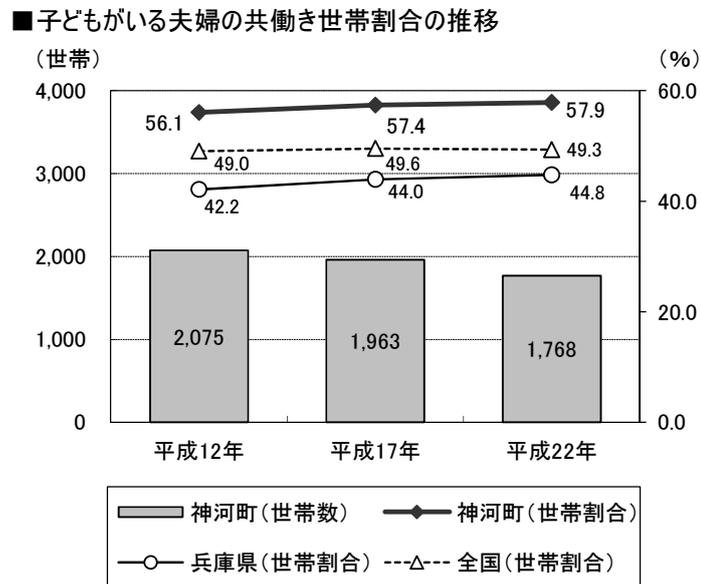
資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

本町の雇用者における従業上の地位の状況をみると、女性は男性より正規職員の割合が低く、パート・アルバイト等の非正規の割合が高くなっています。



資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移をみると、本町は横ばいとなっており、兵庫県、全国を上回って推移しています。



資料：総務省「国勢調査」

(3) 保健・福祉

本町の平均寿命※、健康寿命※をみると、平均寿命・健康寿命ともに、女性では兵庫県、全国を上回っており、男性では下回っています。

■平均寿命と健康寿命

		神河町	兵庫県	全国
平均寿命	男性	79.1	79.9	79.6
	女性	87.4	86.4	86.4
健康寿命	男性	78.0	78.5	78.2
	女性	84.9	83.2	83.2

資料：兵庫県 健康増進課

国については、厚労省算定値（平成22年）

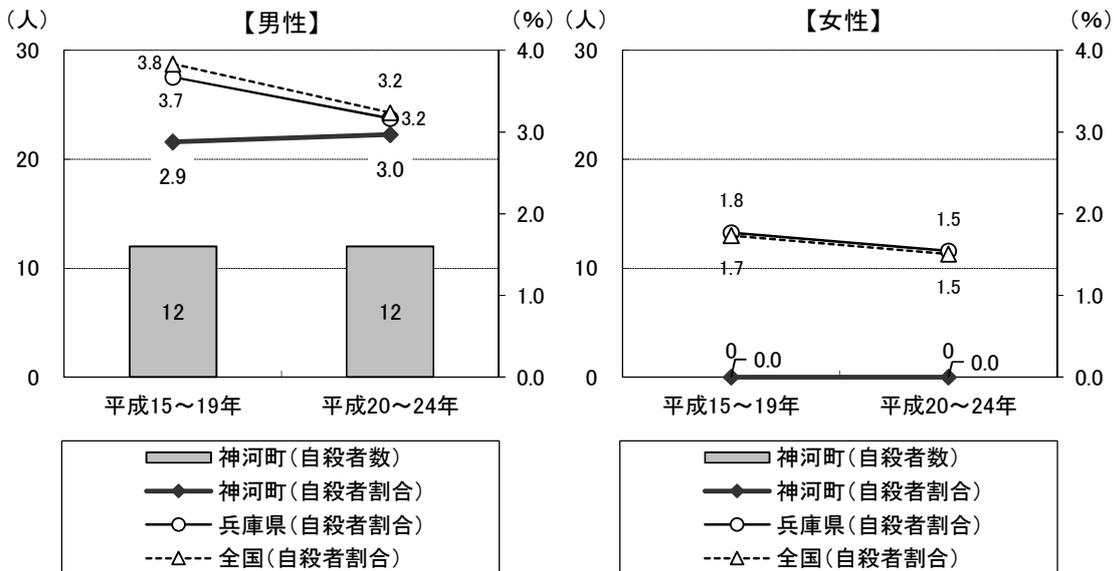
兵庫県、神河町については、平成21～23年介護保険情報を利用

※平均寿命とは、出生時（0歳）の平均余命のこと

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと

本町の自殺者数の推移をみると、死因に占める割合は男性では兵庫県、全国に比べてやや低く推移し、平成20～24年は3.0%となっています。

■自殺者数の推移



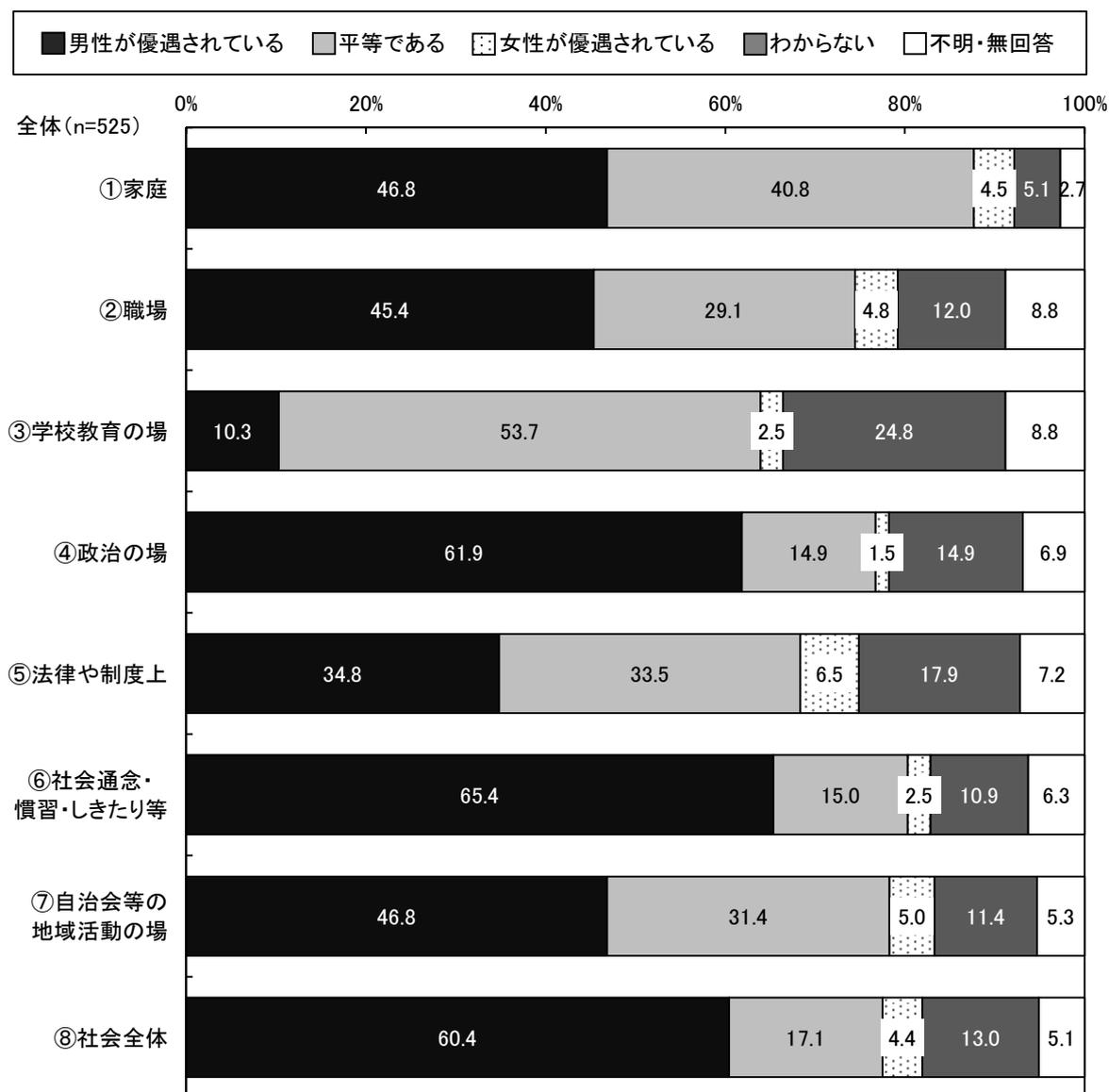
資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

2 住民意識調査からみる現状と課題

(1) 男女共同参画に関する意識や学習機会の状況

■男女の地位の平等感

男女の地位が平等になっていると思う分野については、〔③学校教育の場〕を除く各項目で『男性が優遇されている』が最も高く、特に〔④政治の場〕、〔⑥社会通念・慣習・しきたり等〕、〔⑧社会全体〕では6割以上となっています。



* 『男性が優遇されている』:

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を統合

* 『女性が優遇されている』:

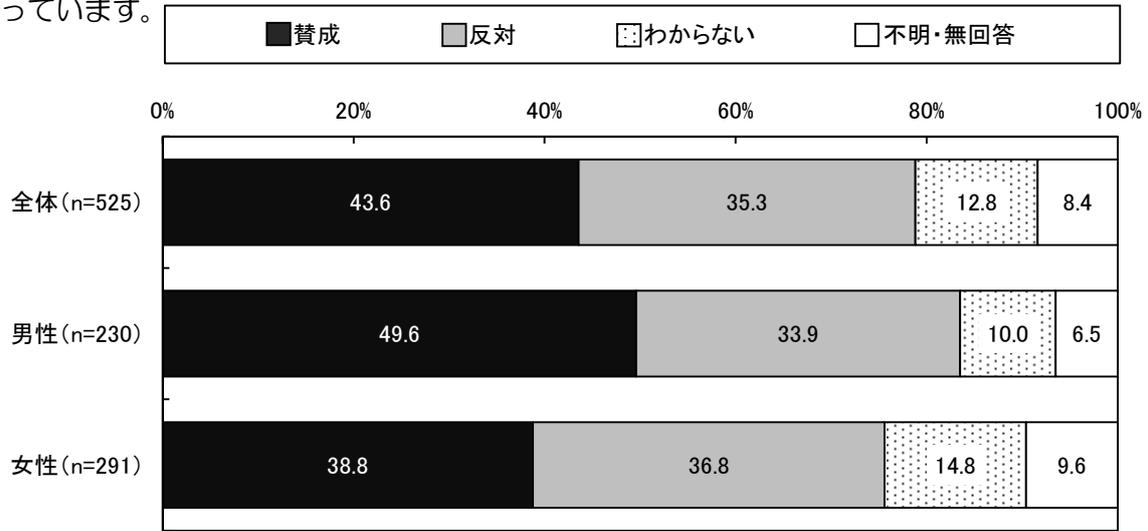
「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を統合

* 回答割合は小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が100%にならない場合があります

* また、複数回答の設問の場合、選択肢ごとの回答割合を示しているため、100%を超える場合があります(以下同様)

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方

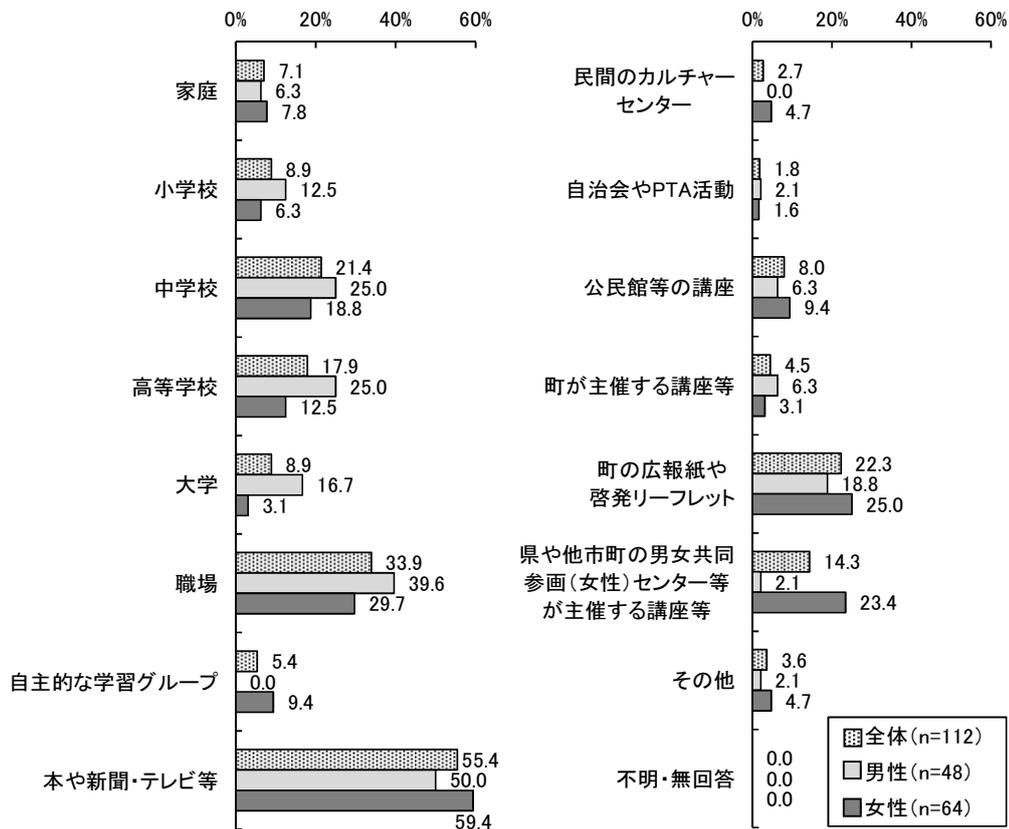
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方については、全体では『賛成』が『反対』を8.3ポイント上回っています。性別では、『賛成』で男性が女性を10.8ポイント上回っています。



*『賛成』:「賛成」と「どちらかといえば賛成」を統合
 *『反対』:「反対」と「どちらかといえば反対」を統合

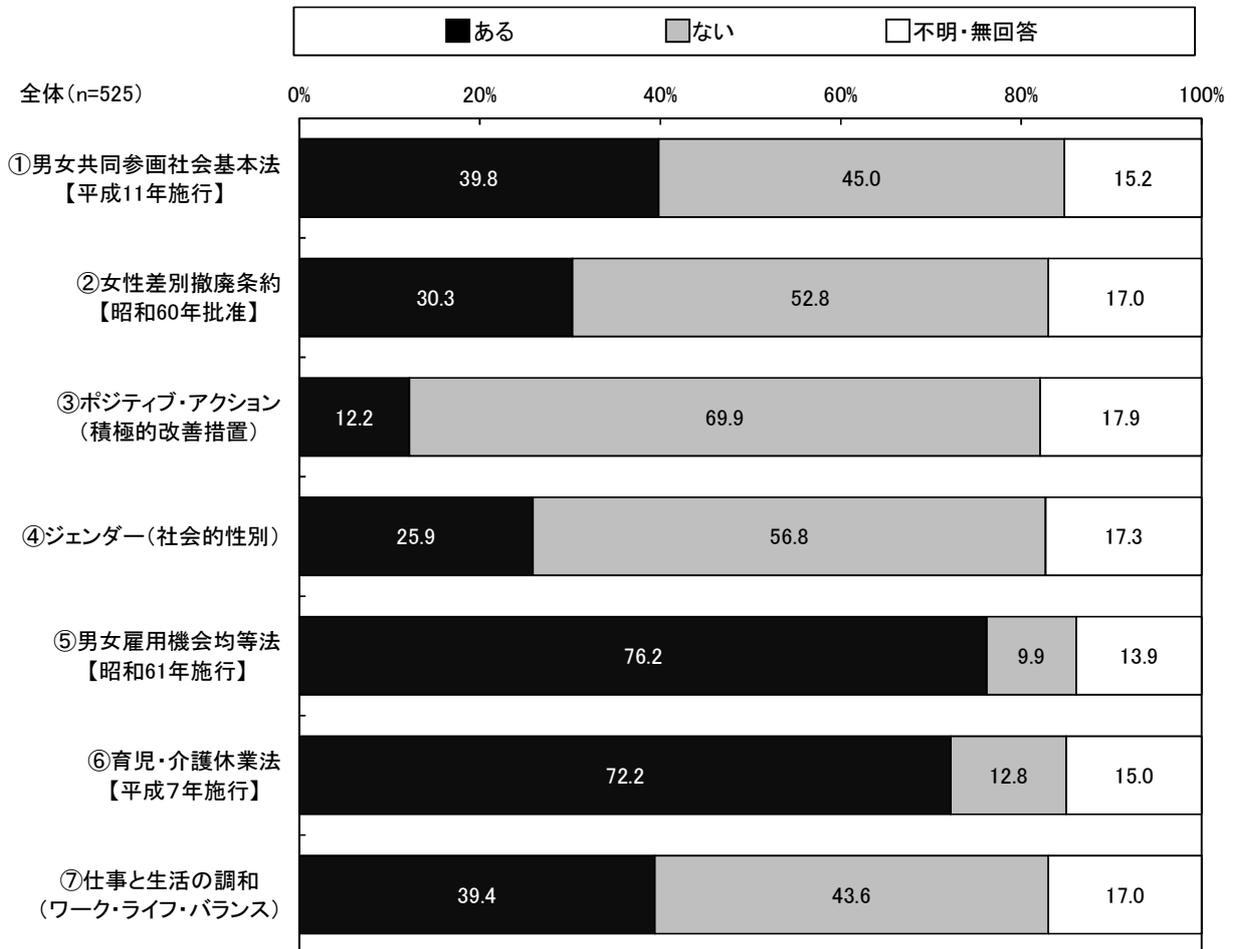
■男女共同参画を学習した場所

男女共同参画を学習した場所については、「本や新聞・テレビ等」が最も高く、5割以上となっています。一方、「家庭」や「公民館等の講座」、「町が主催する講座等」等の、身近な場における学習経験は1割未満と少なくなっています。



■男女共同参画に関する言葉や名称の認知度

男女共同参画に関する言葉や名称の認知度についてみると、〔⑤男女雇用機会均等法⁴⁾〕、〔⑥育児・介護休業法⁵⁾〕で見聞きしたことが「ある」が7割以上となっています。一方、〔②女性差別撤廃条約⁶⁾〕、〔③ポジティブ・アクション⁷⁾(積極的改善措置)〕、〔④ジェンダー(社会的性別)⁸⁾〕で、見聞きしたことが「ない」が5割以上となっています。



4 男女雇用機会均等法

正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。

5 育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。仕事と家庭の両立支援策を充実するため、平成21年6月に改正され、平成22年6月30日から施行された(ただし一部の規定は、平成24年6月30日から施行された)。

6 女性差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。男女の同一の権利の確保・様々な分野における女性差別の根絶を目的に、1979年国連総会において採択された条約。81年発効。日本は85年加入。

7 ポジティブ・アクション

働くことや仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を發揮してもらおうという企業の自主的な取り組みや、それら制度のことをいう。

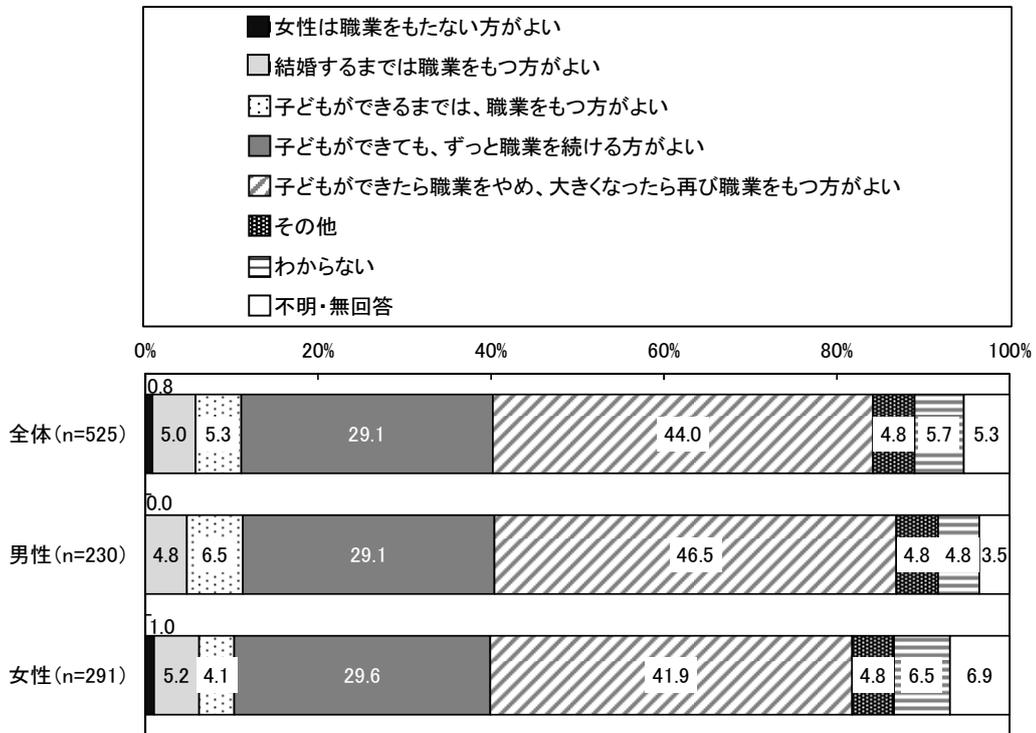
8 ジェンダー(社会的性別)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の区別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

(2) 女性の就労やワーク・ライフ・バランス⁹の状況

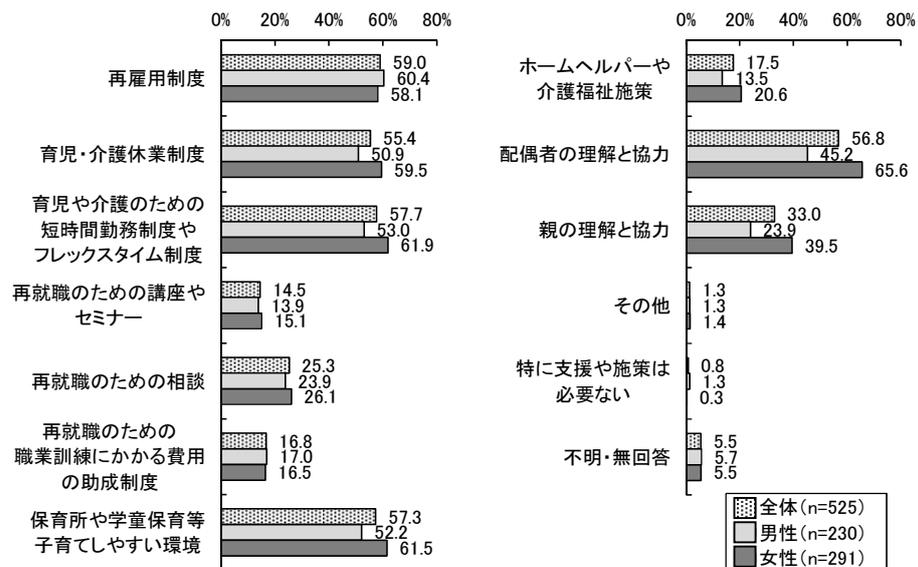
■女性が職業をもつことについての考え方

女性が職業をもつことについての考え方については、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が最も高くなっています。



■子育て、介護、家事等のために一旦仕事をやめた後、再就職等を希望する際に役立つ支援や施策

子育て等のために一旦仕事をやめた後、再就職等を希望する際に役立つ支援や施策については、男性では「再雇用制度」、女性では「配偶者の理解と協力」が最も高くなっています。

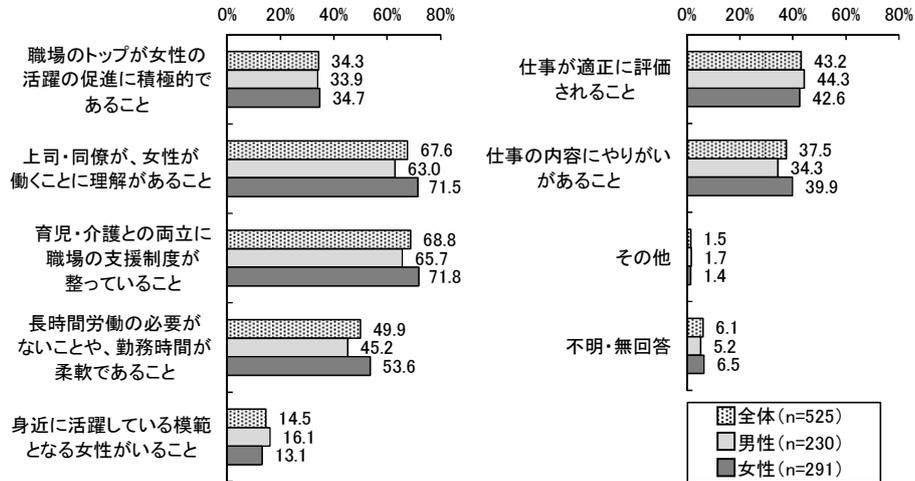


⁹ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

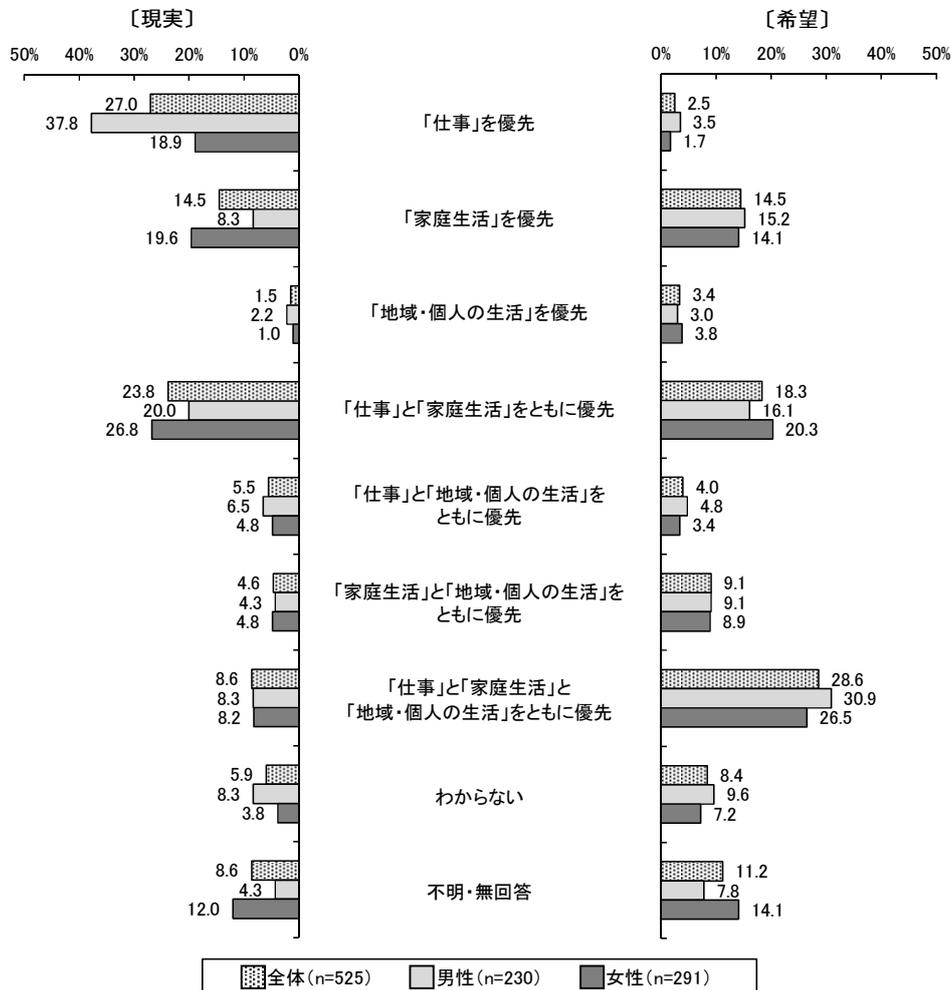
■女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なと思うこと

女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なと思うことについては、「育児・介護との両立に職場の支援制度が整っていること」が最も高く、次いで「上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」となっており、割合では女性が男性を上回っています。



■生活の中での優先度

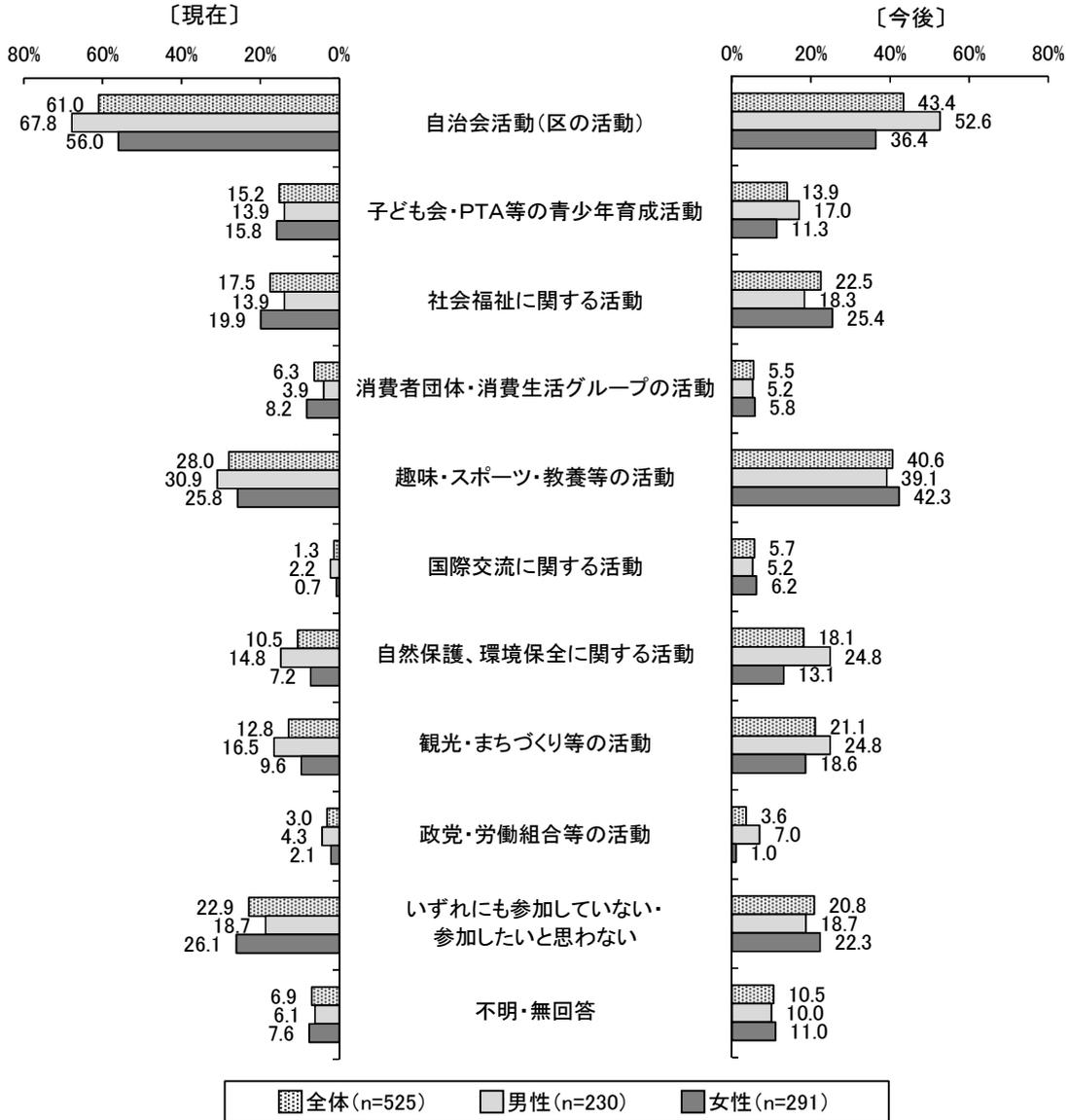
生活の中での優先度では、「希望」としては男女ともに『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』が最も高いのに対して、「現実」では男性で『「仕事」を優先』、女性で『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』が最も高くなっています。



(3) 地域活動の状況

■ 社会活動、地域活動の参加状況

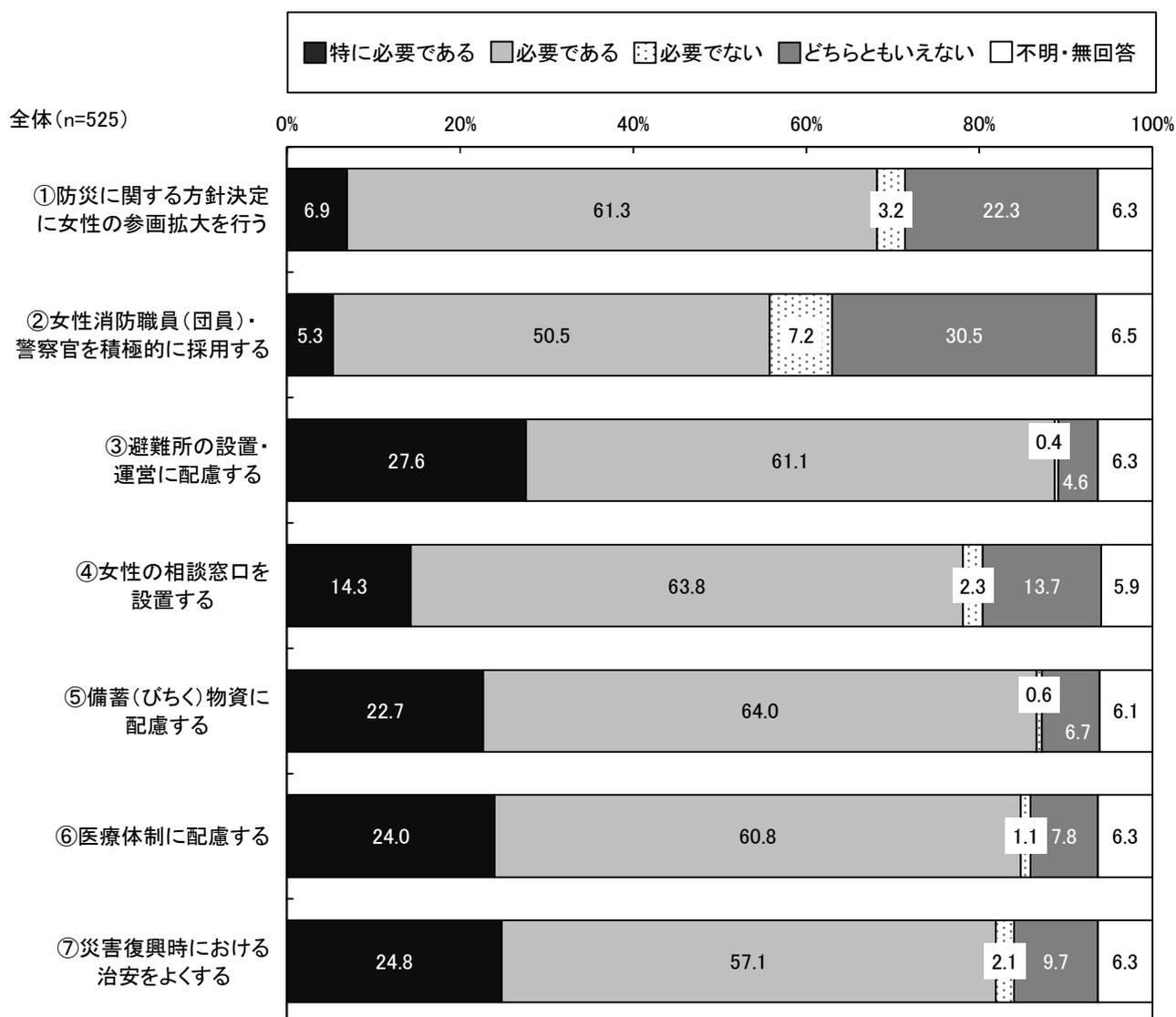
社会活動、地域活動の参加状況について、男性では〔現在〕、〔今後〕ともに「自治会活動（区の活動）」が最も高く、女性では〔現在〕で「自治会活動（区の活動）」、〔今後〕で「趣味・スポーツ・教養等の活動」が最も高くなっています。



(4) 防災・災害対策における状況

■ 防災・災害対策における事項で、女性に配慮して取り組む必要があると思うもの

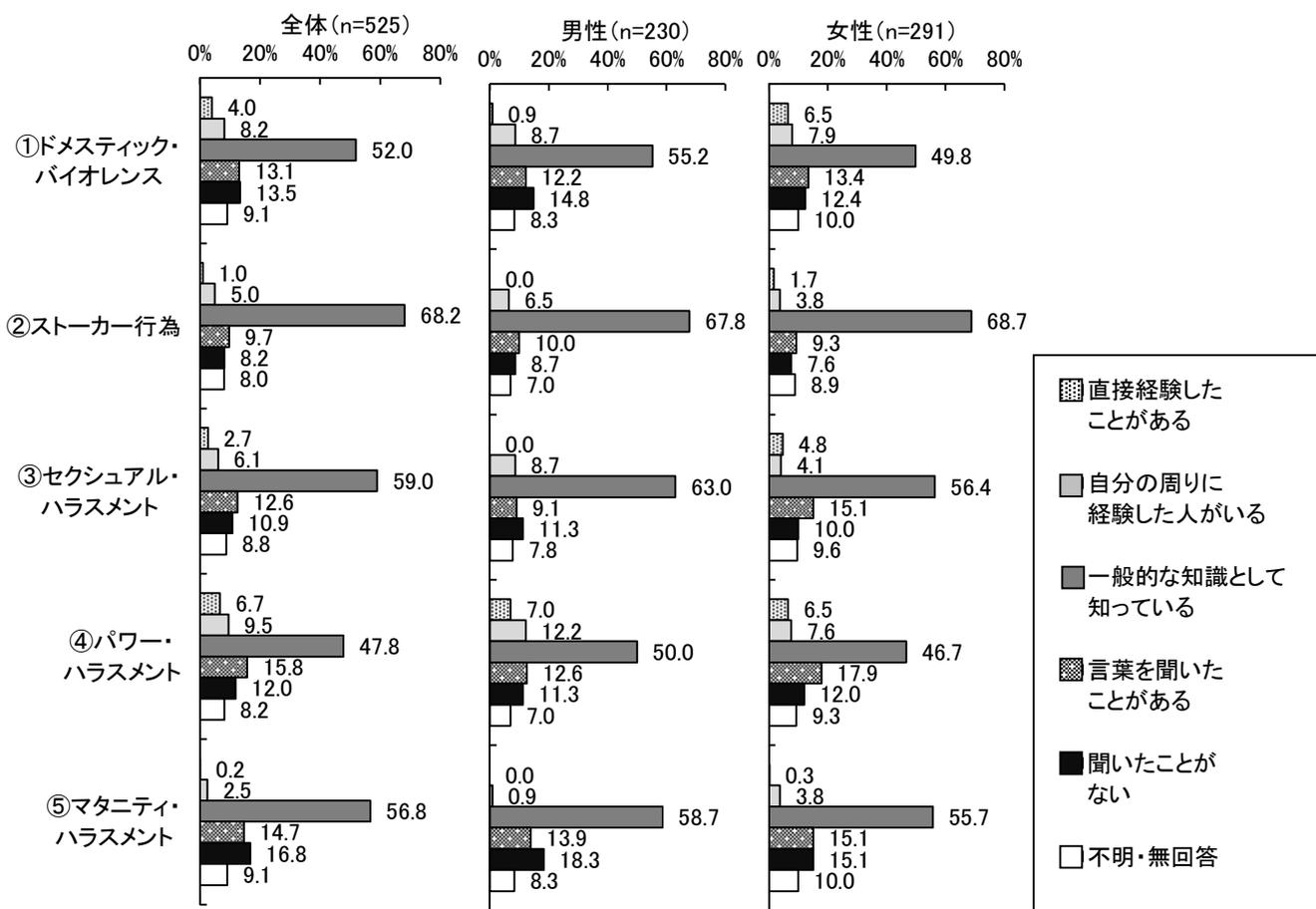
女性に配慮して取り組む必要のある防災・災害対策については「特に必要である」と「必要である」を合わせた割合では、〔③避難所の設置・運営に配慮する〕、〔⑤備蓄（びちく）物資に配慮する〕、〔⑥医療体制に配慮する〕、〔⑦災害復興時における治安をよくする〕で8割以上を占めています。



(5) 男女間の暴力やハラスメントの状況

■ 経験したり、見聞きしたことがあるもの

セクハラや配偶者等からの暴力等の経験については、〔①ドメスティック・バイオレンス¹⁰⁾〕〔②ストーカー行為¹¹⁾〕〔③セクシュアル・ハラスメント¹²⁾〕〔④パワー・ハラスメント¹³⁾〕〔⑤マタニティ・ハラスメント¹⁴⁾〕の各項目で「一般的な知識として知っている」が5割～7割程度となっています。また、「直接経験したことがある」割合では女性が男性を上回っている項目が多い中、〔④パワー・ハラスメント〕では同程度となっています。



10 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人等のパートナーによる、なぐる、ける、物を投げつけるなどの身体的暴力や、ののしる、おどす、無視をするなどの精神的暴力をはじめ、性的暴力や経済的暴力のことをいう。

11 ストーカー行為

恋愛感情等の好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの恨みの感情を満足させるため、同一の相手に対し、執拗に「つきまとい」等の行為を繰り返して行うことをいう。

12 セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域活動等において、相手の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、仕事等をしていく上で、一定の不利益を与えたり、環境を悪化させることをいう。

13 パワー・ハラスメント

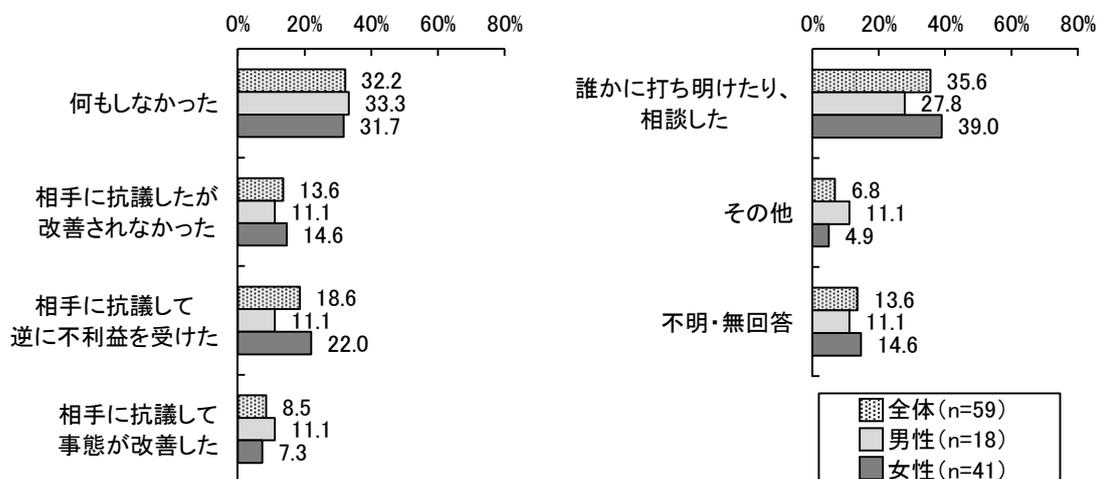
職権等の力を背景にして、本来の業務の範疇(はんちゆう)を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。

14 マタニティ・ハラスメント

職場等において、妊娠・出産した方に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的ないやがらせを行い、ひどい場合には退職にまで至る行為をいう。

■被害を受けた時の対応

セクハラや配偶者等からの暴力等の被害を受けた時の対応については、女性では「誰かに打ち明けたり、相談した」が最も高くなっていますが、次いで「何もしなかった」となっています。



(6) 町の男女共同参画推進に対するニーズの状況

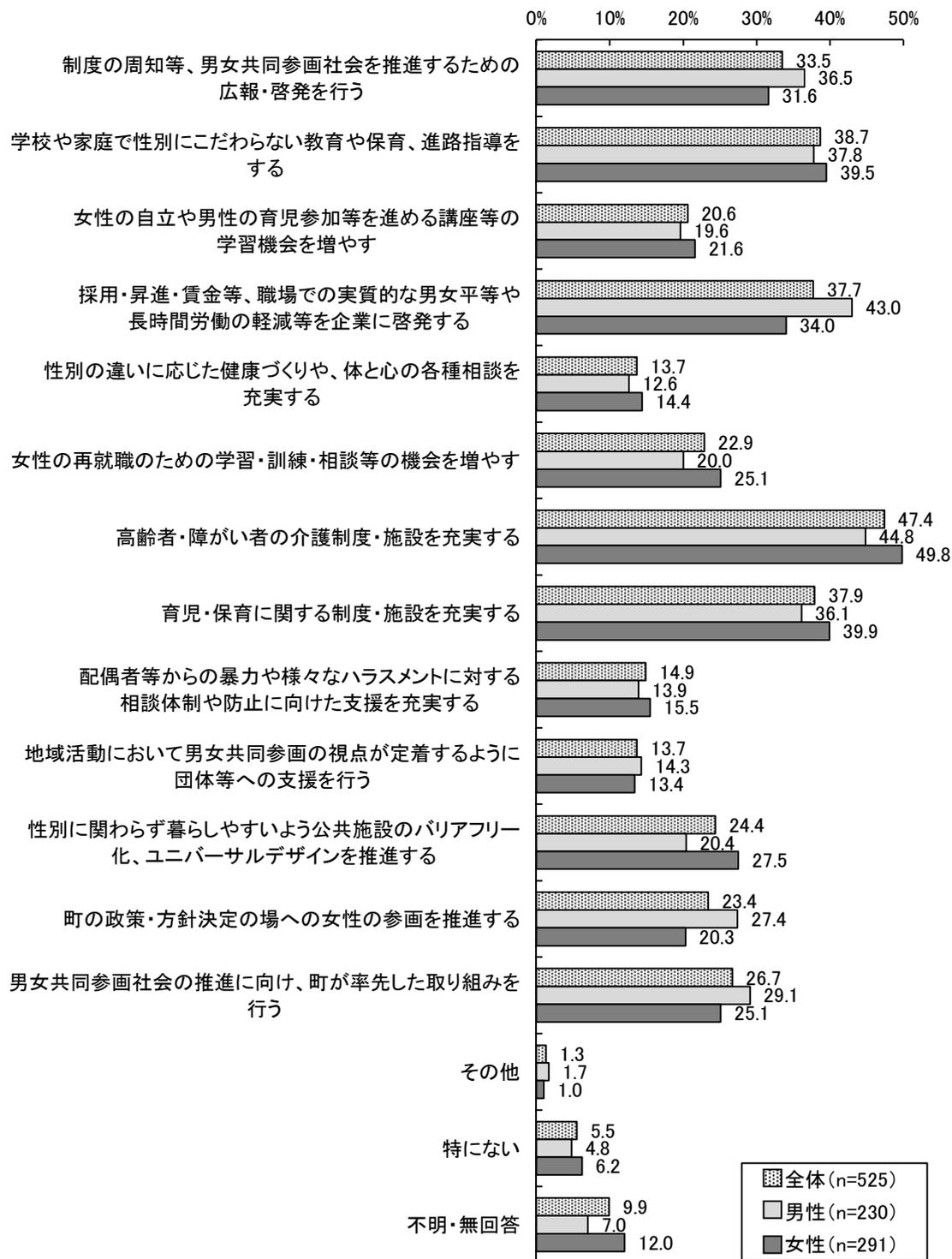
■男女共同参画社会の実現に向け、今後町が特に力を入れるべきだと思うこと

今後町が特に力を入れるべきだと思うことについては、全体においては「高齢者・障がい者の介護制度・施設を充実する」が47.4%と最も高くなっています。男女間でニーズの大きさに違いがあるものについて注目すると、男性においては女性に比べて「採用・昇進・賃金等、職場での実質的な男女平等や長時間労働の軽減等を企業に啓発する」、「町の政策・方針決定の場への女性の参画を推進する」、「男女共同参画社会の推進に向け、町が率先した取り組みを行う」が高くなっています。

女性においては男性に比べて、「高齢者・障がい者の介護制度・施設を充実する」、「育児・保育に関する制度・施設を充実する」、「性別に関わらず暮らしやすいよう公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン¹⁵を推進する」「女性の再就職のための学習・訓練・相談等の機会を増やす」が高くなっています。

15 ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」とは普遍的な、すべての人々のといった意味で、ユニバーサルデザインとは、障がいの有無や年齢、性別、国籍に関わらず、できるだけ多くの人が利用可能なように製品、建物、空間をデザインすること。



3 課題のまとめ

(1) 男女共同参画に関する意識改革・理解の促進

- 住民意識調査からは、男女の地位の平等感について、男性が優遇されているという意識が男性に比べて女性において強くなっていることがわかります。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識について、肯定的な考えが否定的な考えを上回っており、特に男性において多くなっていることがわかります。
- さらに、男女共同参画を学習した機会や場所について、「本や新聞・テレビ等」のメディアや「職場」が上位となっていることから、男女共同参画に対する社会的関心の高まりがうかがえる一方、「家庭」や「公民館等の講座」、「町が開催する講座等」等の、身近な場における学習経験が少ない状況がうかがえます。
- このように本町では、男女の地位の不平等感を女性がより感じている状況や、固定的性別役割分担意識に対して肯定的な意見が多くなっていることから、男女共同参画に対する理解や意識の醸成が十分でない状況がうかがえます。
- 今後、社会通念・慣習・しきたりや固定的性別役割分担意識によって、一人ひとりが希望するライフスタイルの実現が妨げられないよう、社会全体における男女共同参画の意識の醸成を図る必要があります。
- 意識の醸成にあたっては、就学前の子どもを持つ家庭や退職後等、ライフステージを通じて男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、身近な地域において、気軽に学習できる機会の充実が求められます。

(2)雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進

- 本町では女性就業者が増加している一方、男性に比べてパート・アルバイト等の非正規の割合が高くなっています。
- 住民意識調査からは、女性が職業を持つことの回答から、出産・子育て後等の再就職へのニーズが高いことがわかります。さらに、再就職等を希望する際の支援としては、特に女性では「配偶者の理解と協力」を望む声が多くなっています。
- 女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なこととして、特に女性では「育児・介護との両立に職場の支援制度が整っていること」、「上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」が7割以上を占めています。
- 国において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年8月)が成立したこと受け、本町においても今後、自らの意思によって働き、または働こうとする女性とその思いをかなえることができる社会の実現をめざし、女性の就業機会の拡大や多様な働き方への支援、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいく必要があります。
- 住民意識調査からは、日頃の生活において、希望では男女ともに『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』したいとする方が多い一方、現実では、男性では『「仕事」を優先』し、女性では『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』している方が多いことから、男女ともに優先したい生活のバランスがかなっていない状況がうかがえます。
- また、今後町が特に力を入れるべきことについては、特に女性において「高齢者・障がい者の介護制度・施設を充実する」、「育児・保育に関する制度・施設を充実する」、「女性の再就職のための学習・訓練・相談等の機会を増やす」といった、介護・育児や再就職に関する支援へのニーズが高くなっていることから、仕事と子育て・介護等家庭生活の二重負担が課題になっていることがわかります。
- ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、企業に対しては、長時間労働を前提とした就労環境の見直し、それぞれのライフスタイルにあった柔軟な形で就労できる環境や、職場の理解促進に向けた働きかけが重要となります。また、家庭に対しても、夫婦がお互いを尊重し合いながら家事・育児・介護等を分担できるよう啓発を行うとともに、男性が育児や家事に参加することができるきっかけづくり等が重要となります。

(3) 男女の安全・安心な暮らしの実現

- 誰もが住み慣れた地域において、いつまでも安全・安心に暮らしていける社会の実現が求められます。
- 全国的には、単身世帯やひとり親世帯の増加等の世帯形態、非正規労働者やニート、ひきこもりの増加等の雇用・就業状況、定住外国人の増加等のグローバル化等、社会情勢の変化により、生活上の困難に直面する人が増えています。
- 本町においても、高齢化が進行する状況や男性の自殺者が多い状況等を踏まえると、今後、困難に直面する人たちの問題を、男女共同参画の視点からも解決すべき問題として認識し、取り組むことが求められます。
- 誰もが安全・安心に暮らしていける社会を実現するためには、生涯を通じた健康支援や災害対策において、性別の違いに配慮された取り組みが特に重要となります。
- 東日本大震災においては、女性に必要な物資の不足や洗濯物が安心して干せないなど、避難所生活に困難を強いられた事例が報告されていることから、防災や復興に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、防災等女性の視点が不足していた分野についての男女共同参画の推進が重要となります。
- また、犯罪となる行為も含む、重大な人権侵害である男女間の暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重大な課題となっています。
- 住民意識調査からは、セクハラや配偶者からの暴力等の被害を受けた時の対応について、「誰かに打ち明けたり、相談した」と並んで「何もしなかった」の割合が3割以上となっており、相談等の対処ができなかった人が多いことがわかります。
- 現在、暴力やハラスメントのあり方が多様化してきていることから、被害者の属性や暴力の形態によってきめ細かな対応が求められます。また、被害の早期発見・早期対応に結びつけるためにも、相談窓口の周知等、相談しやすい環境づくりが重要となります。

(4)あらゆる分野における女性の活躍推進

- 住民意識調査からは、今後町が特に力を入れるべきことについて、男女のニーズの大きさに着目すると、特に男性においては女性に比べて「採用・昇進・賃金等、職場での実質的な男女平等や長時間労働の軽減等を企業に啓発する」、「町の政策・方針決定の場への女性の参画を推進する」、「男女共同参画社会の推進に向け、町が率先した取り組みを行う」といった就労環境の改善や方針決定過程への女性参画推進、行政の率先した取り組みに関するニーズが高くなっています。
- 今後、就労、福祉、生活環境等のあらゆる分野において女性の意見を十分に反映させていくためには、政策の方針決定過程への女性の登用を働きかけていくことが重要となります。また、役場が町内企業等を率先し職場における男女共同参画推進のモデルとなることができるよう、庁内における男女共同参画の推進に向けた積極的な取り組みが求められます。
- 政策の方針決定過程や行政運営の場に加え、住民自身や地域から男女共同参画を推進していくため、男女共同参画に関する住民の活動や、担い手づくりを支援していくことが重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

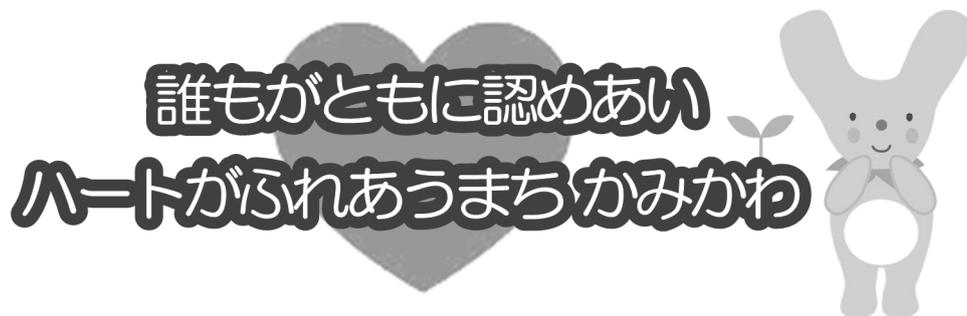
1 基本理念

神河町では「人権尊重のまち」として、性別に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、充実した生活を送ることができるようまちづくりが進められてきました。

今後はさらに、神河町における男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することで、一人ひとりがお互いを認め合い、性別に関わりなく発揮されるその個性と能力を、活力あふれるまちづくりに活かしていきたいと考えます。

今回策定する第1次計画にあたっては、神河町のあちこちで芽吹く男女共同参画推進に関する取り組みの“芽”を、今後5年間の計画期間中において、着実に育てていくことが重要となります。

■計画の基本理念



2 基本目標

(1) 男女共同参画に関する意識改革・理解の促進

住民一人ひとりが性別にとらわれることなく、互いの個性を尊重し、認め合うことができるよう、情報提供や啓発、教育の推進、学習機会の充実等を通じて男女共同参画の意識を育みます。

(2) 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進 【女性の職業生活における活躍推進計画】

男女一人ひとりが希望する職業生活を営むことができるよう、就労の場における支援の充実や情報提供を図ります。また、仕事と子育て・介護等との両立支援に向けた各種制度やサービスの周知及び充実を図ります。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」に関する施策を整理し、女性自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとすることで個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進します。

(3) 男女の安全・安心な暮らしの実現

住み慣れた地域において、性別に関わらず誰もが安心して暮らすことができるよう、状況やライフステージ等、一人ひとりに応じた支援を行うことができる環境づくりを進めます。

また、「基本施策（4）あらゆる暴力の根絶」では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に関する施策を整理し、あらゆる場面において暴力を許さない意識づくりや暴力の未然防止、被害者への支援等、幅広い取り組みを推進します。

(4) あらゆる分野における女性の活躍推進

町の審議会をはじめ、地域団体等における女性の参画を促進するとともに、行政が男女共同参画に関する取り組みを率先することができるよう、庁内における男女共同参画の環境の整備を推進します。



第4章 計画の内容

1 男女共同参画に関する意識改革・理解の促進

基本施策

(1) 男女共同参画を推進する情報の提供

男女が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等及び人権尊重の意識を醸成するための情報提供及び啓発に取り組めます。

No.	施策	施策の概要	
1	男女共同参画推進のための情報の収集と提供	男女共同参画社会について住民が身近に情報に触れる機会を増やすため、資料を収集し、役場や公民館等にわかりやすく展示・配置します。	
		主要事業	担当課
		男女平等の視点に配慮した町の情報発信	全課
		役場における男女共同参画に関する資料の提供	総務課
		男女共同参画に関する資料収集の充実	公民館
2	男女共同参画社会の形成のための啓発の推進	男女共同参画社会の形成に向けた住民の意識の醸成を図るため、様々な機会を通じた啓発を行います。また、関連する法律や制度の理解促進、本計画の周知についても取り組めます。	
		主要事業	担当課
		広報誌・ホームページ等による啓発	総務課
		本計画の周知	総務課
		人権啓発チラシの発行	教育課

(2) 学校等における男女共同参画の推進

住民の男女共同参画意識の醸成にあたっては、子どもたちからの教育・学習が大きな役割を果たすため、学校等における男女共同参画に関する学習機会の提供や、男女共同参画の視点に立った教育・保育環境の整備を図ります。

No.	施策	施策の概要	
1	男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	子どもたちから男女共同参画への理解を深めるため、教育・保育の場における男女共同参画の視点に立った学習機会を提供します。	
		主要事業	担当課
		男女共同参画の視点に立った学校教育	教育課
		家庭教育学級の実施	教育課
		男女共同参画に関する副読本等の活用	教育課
		男女共同参画の理解を深める本・児童書の紹介	教育課
2	教育・保育にあたる職員の意識の向上	子どもたちの男女共同参画に関する意識づくりや、多様性に合わせたきめ細やかな対応を図るため、教育・保育にあたる職員の意識づけに取り組みます。	
		主要事業	担当課
		男女共同参画に関する職員研修の実施	教育課 住民生活課
		男女共同参画に関する教材研究、自己研修への支援	教育課 住民生活課

(3) 多様な選択を可能にする学習の推進

一人ひとりの違いや個性を尊重し合う意識が住民に浸透し、性別に関わらず多様な選択を行うことができる男女共同参画社会の実現に向け、職場、家庭、地域等のあらゆる場における教育・学習機会の充実を図ります。

No.	施策	施策の概要	
1	生涯を通じた学習機会の提供の充実	住民が生涯にわたり男女共同参画について学習することができるよう、講座の開催や託児つき事業等の実施を通して住民の学習活動を支援します。	
		主要事業	担当課
		人権啓発講演会の開催	教育課
		地区別人権教室の開催	教育課
2	国際理解、交流の推進	人種や国籍に関わらず、住民が男女共同参画社会を実現できるよう、国際理解を深めるための交流活動等を通じて意識の醸成を図ります。	
		主要事業	担当課
		外国籍女性の交流会の実施	健康福祉課
		国際理解のための講座等の開催	地域振興課

2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進【女性の職業生活における活躍推進計画】

基本施策

(1) 女性の就業機会の拡大

働く場における女性の活躍を推進するため、女性の職業能力の開発、再就職や起業等に関する情報提供や相談、学習機会の提供等の就業機会の拡大につながる支援を充実し、労働意欲の向上及び働く場における方針決定過程への参画を推進します。

No.	施策	施策の概要	
1	女性の職業能力開発支援の充実	女性の主体的な職業能力の開発につながるよう、資格・技能取得のための講座等、学習機会の提供を行い支援します。	
		主要事業	担当課
		自己啓発、能力開発に関する講座の実施	地域振興課
2	女性の再就職支援の充実	出産・育児、介護等で退職した女性が働く場を見つけることができるよう、女性に対する就業情報の提供に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		ハローワークと連携した求人情報の提供	地域振興課
3	女性の起業・創業のための支援	女性の起業・創業につながるよう、創業支援事業者（商工会）や地域金融機関等との連携のもと支援します。	
		主要事業	担当課
		起業・創業支援事業の実施	総務課

(2) 多様な働き方への支援

男女の均等な就労機会と待遇が確保されるよう、情報や学習機会の提供、相談体制の充実等を行い、あらゆる職域における男女共同参画を推進します。また、性別にとらわれず、本人の選択を尊重した職業選択ができるよう、子どものころからのキャリア教育を推進します。

No.	施策	施策の概要	
1	就労に関する相談体制の充実	相談事業にかかる関係機関等との連携強化や、国や県の相談窓口との連携を図り、適切な支援につなげるなど就労に関する相談体制の充実を図ります。	
		主要事業	担当課
		相談事業の周知啓発	全課
2	農業等における男女共同参画の推進	農林業等のあらゆる職域において男女共同参画の推進が図られるよう、町内における家族経営協定 ¹⁶ の締結の普及啓発等に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		家族経営協定の締結の普及啓発	地域振興課
3	多様な選択が可能なキャリア教育の推進	性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を推進するため、各教科の学習や活動においてキャリア教育を進めます。	
		主要事業	担当課
		トライやる・ウィーク等の実施	教育課

¹⁶家族経営協定

農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位向上と後継者の確保、民主的な家族関係の確立をめざして、家族間で話し合っ、営農計画の作成、労働報酬等の収益の分配方法、労働時間や休日等の就業条件、資産譲渡等についてのルールを文書で取り決めておき、互いが良きパートナーとして参画できるよう家族経営の近代化を図ろうとするもの。

(3) 仕事と家庭生活との両立支援

男女がともに希望するバランスで仕事と家庭生活との両立が実現されるよう、住民のワーク・ライフ・バランスへの意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する上で重要な主体となる企業に対する啓発に努めます。また、男性の家事・育児参画の促進等、家庭における意識の醸成や、育児や介護に携わる住民の負担軽減に向けた支援制度やサービスの普及啓発を図ります。

No.	施策	施策の概要	
1	家庭における意識の醸成	家庭において男女がともに家事・育児・介護に取り組む意識を持つことができるよう、家庭での意識の醸成に向けた啓発や講座を実施します。	
		主要事業	担当課
		男性の家事・育児・介護参画促進事業の実施	健康福祉課
2	ワーク・ライフ・バランスの意義の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスに対する住民の理解促進に向け、ワーク・ライフ・バランスの概念と意義の普及啓発に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・発信	総務課
		仕事と生活の調和や女性活躍推進に関する制度に認定・登録された企業の周知	地域振興課
3	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への働きかけ	ワーク・ライフ・バランスを実現するための仕組みを整えるため、短時間労働や育児・介護休業制度を活用しやすくなるよう、企業に対する男女共同参画社会への理解に向けた働きかけを行います。	
		主要事業	担当課
		企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発	地域振興課
		育児・介護休業制度の普及啓発	地域振興課

No.	施策	施策の概要	
4	保育サービスの充実	男女がともに子育てをしながら働き続けることができるよう、多様な保育サービスの普及に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		保育所・幼稚園の認定こども園移行の検討	住民生活課 教育課
		就労形態に合わせた保育サービスの充実 (延長保育、一時保育、ファミリーサポート、ショートステイ等)	住民生活課 教育課
		学童保育クラブ管理運営事業の充実	教育課
		子育て学習センター事業の充実	教育課
		病児・病後児保育の検討	健康福祉課 住民生活課
		青少年のスポーツ活動の充実	教育課
		低年齢児保育の拡大の検討	教育課
5	介護サービスの充実	男女がともに介護をしながら働き続けることができるよう、介助者の介護への負担を軽減させるためのサービスの普及に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		介護保険サービスの普及啓発	健康福祉課
		障がい福祉サービスの普及啓発	健康福祉課

3 男女の安全・安心な暮らしの実現



基本施策

(1) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

災害時において、男女共同参画の視点が入り込まれていないことによって生活に支障が生じないように、防災分野における女性の参画や、男女のニーズに配慮した取り組みを推進します。

No.	施策	施策の概要	
1	防災意識の醸成	災害時に発生しうる状況等について事前に学ぶ機会を設けるなど、災害時に性別に関わらず住民が協力し合うための意識づくりを進めます。	
		主要事業	担当課
		男女のニーズに配慮した災害対策に関する周知啓発	住民生活課
2	防災対策等における男女共同参画の推進	防災の現場における女性の参画の拡大を図るなど、避難所運営や備蓄品の管理等、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		女性消防団員の入団促進	住民生活課
		自主防災組織等におけるリーダー育成の推進	住民生活課
		男女のニーズに配慮した防災体制の整備	住民生活課

(2) 困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭や、高齢者、障がい者、在住外国人、性的少数者等、複合的な困難を抱えやすい状況にある男女が安心して暮らすことができるよう、自立支援や相談支援、地域社会全体で支えるための体制の充実等、環境の整備を図ります。

No.	施策	施策の概要	
1	ひとり親家庭への支援の充実	生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭に対して、自立支援や相談支援を行うことにより、仕事と家庭生活の両立に向けた支援に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		ひとり親家庭への自立支援・相談支援の充実	住民生活課
2	性的少数者に配慮する意識の醸成	性的少数者（セクシャルマイノリティ ¹⁷ ）が性別の枠にとらわれることなく、社会に参画するための取り組みを進めます。	
		主要事業	担当課
		性の尊重や多様性に配慮した町の情報発信	全課
		性の尊重や多様性についての教育の充実	教育課
3	困難を抱える人々に対する相談の充実	性別による役割分担意識から生じる負担や性別に起因する課題を抱える高齢者、障がい者、外国人等、複合的な困難を抱える人々に対して、解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、支援につなげます。	
		主要事業	担当課
		相談体制の充実	健康福祉課
4	高齢者等への地域における支援体制の充実	男女のニーズを反映するなど、男女共同参画の視点に立った高齢者等の地域における支援体制の充実を図ります。	
		主要事業	担当課
		オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施	健康福祉課
		安心見守り支えあいネットワーク事業の充実	健康福祉課

¹⁷ セクシャルマイノリティ
同性愛者、両性愛者、半陰陽者、トランスジェンダー（性同一性障害を含む）など、性にまつわる場面における少数派をいう。

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

男女ともに性や生殖に関する健康を保持し、自己決定を図る権利が保障されるという視点のもと、子どもを持つか、持つならいつ、何人持つかなど男女が主体的に、妊娠や出産等を選択し、健康管理を行うことができるよう意識の啓発を図ります。

また、性差に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援に取り組みます。

No.	施策	施策の概要	
1	性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発	男女がともに性について正しい認識を持ち、主体的な生き方を選択していくことができるよう、生涯にわたり性と生殖に関する健康の保持や自己決定を図るための身体的・精神的・社会的な諸権利が保障されていることについて周知啓発を図ります。	
		主要事業	担当課
		思春期保健事業（いのちの大切さ学び教室）の実施	健康福祉課
2	性差に応じた健康支援の提供	男女の異なる健康上の課題に対する健康づくりを推進するとともに、女性においては、安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう支援を行います。	
		主要事業	担当課
		母子健康手帳交付（保健指導、相談）	健康福祉課
		妊婦教室（プレママカフェ）の実施	健康福祉課
		子どもにかかるワンストップ相談窓口の設置準備（妊娠出産育児包括支援センターの開設準備）	健康福祉課
		男性女性特有のがん検診・教育の充実	健康福祉課

(4)あらゆる暴力の根絶【DV防止計画】

住民や企業に対して男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等、多様化する暴力やハラスメントに対し、相談事業の周知や関係機関との連携強化に努めることで、早期発見・対応につなげ、一人で悩み、孤立することのない環境づくりを推進します。

No.	施策	施策の概要	
1	DV・デートDV ¹⁸ 防止対策の推進	DV・デートDVを未然に防止するため、住民の理解を深めるための意識啓発に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		DV・デートDV防止の周知啓発	住民生活課 健康福祉課
2	ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	住民に対するハラスメント防止のための啓発を通して、様々なハラスメントを根絶するための機運づくりに取り組みます。	
		主要事業	担当課
		企業等に対するハラスメント防止の周知啓発	地域振興課
3	DVに関する相談窓口の周知	DV・デートDVを受けた被害者が相談できるように、相談窓口の周知に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		DV・児童虐待相談対応	健康福祉課 住民生活課 教育課
4	被害者に対する支援措置の実施	DV・デートDVやストーカー等を受けた被害者を保護し、自立を支援するため、被害者に対する支援措置を実施します。	
		主要事業	担当課
		DV・デートDVやストーカー行為被害者等の支援	住民生活課 健康福祉課

¹⁸ デートDV

交際の異性への暴力行為。なぐる、けるといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

4 あらゆる分野における女性の活躍推進



基本施策

(1) 男女共同参画による地域の担い手づくり

固定的性別役割分担意識に基づく考え方や習慣が、地域社会の様々な活動における支障とならないよう、これらを見直すための地域における活動や取り組みを推進します。また、男女共同参画の視点を持った地域の担い手づくりを推進します。

No.	施策	施策の概要	
1	男女共同参画による地域活動の推進	住民の主体的な男女共同参画に関する活動を支援するとともに、地域において男女がともに活動に参画できるよう情報提供等を行います。	
		主要事業	担当課
		男女共同参画に関する社会教育、住民活動の推進	教育課
2	リーダーとなる人材の発掘及び育成	地域の中から女性が社会的な意思決定過程に関わることができるよう、地域団体、ボランティア、NPO ¹⁹ 等への女性の進出を推進するリーダーの育成や活用を図ります。	
		主要事業	担当課
		女性人材情報の収集と提供	教育課
		リーダー養成に向けた情報提供や学習機会の提供	教育課

¹⁹NPO

Non-Profit Organization の略。民間非営利組織等と訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画等多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行う団体のこと。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法(NPO法)」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としている。

(2) 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

あらゆる施策に女性の視点を反映させていくためにも、政策・方針決定の場における女性の参画を進めます。審議会等への女性委員の登用や住民参加を促進するとともに、庁内における男女共同参画を推進し、男女平等の職場環境を整えます。

また役場が特定事業主として実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みや、仕事と家庭生活の推進に関する取り組みについて詳細を定めた「特定事業主行動計画」を策定し、本計画と整合を図りながら取り組みを推進していきます。

No.	施策	施策の概要	
1	審議会等への女性登用の促進	審議会等に女性を登用することを全庁的に取り組むため、各課におけるそれぞれの委員への女性の登用を推進するとともに、目標値の周知に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		女性委員の登用の促進	全課
		女性委員の登用の目標値の周知	総務課
2	女性の参画機会の提供	住民の意見を行政に反映していくため、住民からの意見を収集するための交流の場を設けるとともに、参画を促します。	
		主要事業	担当課
		住民参画の機会の充実	全課
		女性の意見反映の機会の充実	全課

No.	施策	施策の概要	
3	庁内における 男女共同参画 の徹底	行政が男女共同参画の推進を率先することができるよう、職員に対するセミナーや研修への参加を促し、意識啓発を図るとともに、職場環境の整備・改善に取り組みます。	
		主要事業	担当課
		管理職等への女性職員の積極的登用	総務課
		播磨自治研修への職員の派遣	総務課
		能力開発・職域拡大に向けた職員研修の実施	総務課
		セクシュアル・ハラスメント防止に向けた職員研修の実施	総務課
		庁内における相談体制の充実	総務課
		産前・産後休業・育児休業・介護休業等の取得促進	総務課

第5章 目標値一覧

「神河町男女共同参画推進計画」において設定する目標値を以下に示します。

基本目標1 男女共同参画に関する意識改革・理解の促進

項目	データの出典	平成26年度 実績値	平成31年度 目標値
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない住民意識の割合	神河町男女共同参画アンケート調査 (平成27年)	35.3%	45%
男女共同参画について学んだり、教えられたりしたことがある住民の割合	神河町男女共同参画アンケート調査 (平成27年)	21.3%	36%
人権啓発講演会の実施回数/参加人数	教育課調べ	2回/約700人	2回/約800人
地区別人権教室の開催	教育課調べ	全40区	全40区
家庭教育学級（保護者を対象にした講演会等）の実施回数	教育課調べ	各学校 1回	各学校 2回
外国籍女性の交流会の開催数/ 延べ参加人数	健康福祉課調べ	2回/ 延べ15人 ※H27実績	2回 延べ30人
在住外国人を対象とした日本語教室の開催	地域振興課調べ	隔週1回 2会場 5名の参加	隔週1回 2会場 10名の参加

基本目標2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進 【女性の職業生活における活躍推進計画】

項目	データの出典	平成26年度 実績値	平成31年度 目標値
職場の中でみて、男女の地位が「平等である」と思う住民意識の割合	神河町男女共同参画アンケート調査 (平成27年)	29.1%	35%
家庭の中でみて、男女の地位が「平等である」と思う住民意識の割合	神河町男女共同参画アンケート調査 (平成27年)	40.8%	50%
神河町における女性（25～44歳）の 就業率	国勢調査（平成22年）	73.2%	80%
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について見聞きしたことがある割合	神河町男女共同参画アンケート調査 (平成27年)	39.4%	50%
ワーク・ライフ・バランスの希望がかなっていない人の割合（生活の中における優先度で希望と現実が異なっている人の割合）	神河町男女共同参画アンケート調査 (平成27年)	63.8%	50%

項目	データの出典	平成26年度 実績値	平成31年度 目標値
男性の育児休業の取得状況	神河町男女共同参画 アンケート調査 (平成27年)	1.9%	増加
中学生以下の子どもがいる男性で、1日に家事・ 育児に費やす時間が1時間未満の人の割合	神河町男女共同参画 アンケート調査 (平成27年)	46.1%	35%
男性の家事・育児参画促進事業の実施	健康福祉課調べ	12回/134人	12回/140人
病児・病後児保育の実施	健康福祉課 総務課・住民生活課調べ	未実施	実施

基本目標3 男女の安全・安心な暮らしの実現

項目	データの出典	平成26年度 実績値	平成31年度 目標値
女性消防団員数	住民生活課調べ	1人 ※H27実績	5人
オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施回 数/参加者数	健康福祉課調べ	月1回/6名 ※H27.10～実績	月2回/8名
思春期保健事業（いのちの大切さ学び教室） の実施回数/参加者数	健康福祉課調べ	10回/406名	10回/400名
妊婦教室（プレママカフェ）の実施回数/ 参加者数	健康福祉課調べ	3回/30人	3回/30人
乳がん自己検診教育の実施回数/参加者数	健康福祉課調べ	10回/328人	8回/300人
DVを経験したことがある女性の割合	神河町男女共同参画 アンケート調査 (平成27年)	6.5%	0%*
セクハラを経験したことがある女性の割合	神河町男女共同参画 アンケート調査 (平成27年)	4.8%	0%*
要保護児童対策実務者会議の開催数	住民生活課調べ	0回	年4回 定例開催

※計画見直しの際のアンケート調査では、過去5年間の間にDV、セクハラを経験したことがある女性の割合を把握します

基本目標 4

あらゆる分野における女性の活躍推進

項 目	データの出典	平成26年度 実績値	平成31年度 目標値
社会全体でみて、男女の地位が「平等である」と思う住民意識の割合	神河町男女共同参画アンケート調査 (平成27年)	17.1%	25%
自治会等の地域活動の場でみて、男女の地位が「平等である」と思う住民意識の割合	神河町男女共同参画アンケート調査 (平成27年)	31.4%	40%
審議会等の女性割合	ひょうごの男女共同参画(平成27年度)	20.6%	35%
防災会議の女性委員数	ひょうごの男女共同参画(平成27年度)	1人	増加
播磨自治研修への職員の延べ派遣人数	総務課調べ	延べ74人	延べ110人
能力開発・職域拡大に向けた職員研修の実施回数	総務課調べ	年3回	年3回
町男性職員の育児休業取得者数	総務課調べ	0人	増加
町男性職員の介護休業取得者数	総務課調べ	0人	増加



第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、総務課を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図るとともに、住民、関係団体、事業所等と協働しながら、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

- 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の構築・充実を図ります。
- 男女共同参画推進計画の見直しの際には「神河町男女共同参画推進計画策定委員会」において、住民参加による進捗状況確認と検証等を行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。
- 神河町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情等に対応するための連携体制づくりを推進します。
- 国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換等を行い、連携を深めます。

2 計画の進捗管理

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業の評価・検証については、事業がどれだけ行われたか（活動指標）、住民にどのような効果が表れたか（成果指標）を、数値により活動量や成果を把握することが有効な取り組みについては設定し、実行性のあるフォローアップをめざします。また、実施すること自体に意味のある取り組みや、数値による活動量や成果を把握することが難しい取り組みに関しては、事業の施策に対する貢献度等についてヒアリングにより定期的に調査を行い、計画の進捗管理を行います。

また、国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。



資料編

1 用語解説

〈英 字〉

●M字カーブ

女性の年齢別労働力率をグラフにすると、学校卒業後と子育て終了後を二つの山として、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうどMの字のような形になっていることをいう。結婚・出産を契機に退職、子育て後に再就職する女性が多いことを示している。諸外国に比べ日本の女性に顕著な傾向で、その背景には育児を女性の仕事とする固定的な性別役割分担意識の強さ、仕事偏重になっている男性の働き方、両立を支援する社会システムづくりの遅れ等が指摘され、少子化や男女の賃金格差を生み出す要因ともいわれている。

●NPO

Non-Profit Organization の略。民間非営利組織等と訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画等多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行う団体のこと。平成 10 年 3 月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としている。

〈あ 行〉

●育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。仕事と家庭の両立支援策を充実するため、平成 21 年 6 月に改正され、平成 22 年 6 月 30 日から施行された（ただし一部の規定は、平成 24 年 6 月 30 日から施行された）。

●エンパワーメント

「em + power」で「パワーを与える」という意味になり、男女共同参画の分野では女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。

〈か 行〉

●家族経営協定

農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位向上と後継者の確保、民主的な家族関係の確立をめざして、家族間で話し合っ、営農計画の作成、労働報酬等の収益の分配方法、労働時間や休日等の就業条件、資産譲渡等についてのルールを文書で取り決めておき、互いが良きパートナーとして参画できるよう家族経営の近代化を図ろうとするもの。

〈さ 行〉

●ジェンダー（社会的性別）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の区別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

●女性差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。男女の同一の権利の確保・様々な分野における女性差別の根絶を目的に、1979年国連総会において採択された条約。81年発効。日本は85年加入。

●ストーカー行為

恋愛感情等の好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの恨みの感情を満足させるため、同一の相手に対し、執拗に「つきまとい」等の行為を繰り返して行うことをいう。

●セクシャルマイノリティ

同性愛者、両性愛者、半陰陽者、トランスジェンダー（性同一性障害を含む）など、性にまつわる場面における少数派をいう。

●セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域活動等において、相手の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、仕事等をしていく上で、一定の不利益を与えたり、環境を悪化させることをいう。

〈た 行〉

●男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

●男女雇用機会均等法

正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。

●デートDV

交際中の異性への暴力行為。なぐる、けるといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

●ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人等のパートナーによる、なぐる、ける、物を投げつける等の身体的暴力や、ののしる、おどす、無視をするなどの精神的暴力をはじめ、性的暴力や経済的暴力のことをいう。

〈は 行〉

●パワー・ハラスメント

職権等の力を背景にして、本来の業務の範疇（はんちゆう）を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。

●ポジティブ・アクション

働くことや仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取り組みや、それら制度のことをいう。

〈ま 行〉

●マタニティ・ハラスメント

職場等において、妊娠・出産した方に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的ないやがらせを行い、ひどい場合には退職にまで至る行為をいう。

〈や 行〉

●ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」とは普遍的な、すべての人々のといった意味で、ユニバーサルデザインとは、障がいの有無や年齢、性別、国籍に関わらず、できるだけ多くの人が利用可能なように製品、建物、空間をデザインすること。

〈わ 行〉

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

2 策定経過

年 月 日	委員会等	協議内容等
平成 27 年 9 月 25 日	第 1 回 策定委員会	○計画の策定について ○住民意識調査について
平成 27 年 10 月 26 日 ～11 月 9 日	住民意識調査	
平成 27 年 11 月 11 日 ～11 月 20 日	庁内ヒアリング	○各課実施事業の把握等
平成 27 年 12 月 24 日	庁内調整会議	○推進計画(素案)について ○ヒアリング結果と展開事業・目標値 等について
平成 28 年 1 月 12 日	第 2 回 策定委員会	○住民意識調査結果について ○推進計画(素案)について
平成 28 年 2 月 12 日	第 3 回 策定委員会	○推進計画(素案)について

3 神河町男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)に基づく、男女共同参画社会を実現することを目的に、神河町男女共同参画推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進計画策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進計画策定に必要な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画推進計画策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、第3条第2項に規定する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

4 神河町男女共同参画推進計画策定委員会名簿

(敬称略・順不同)

職名	氏名	備考
会長	足立 敏子	神河町教育委員
副会長	松山 陽子	神河町議会 民生福祉委員長・人権文化推進特別委員会副委員長
委員	藤原 慶子	神河町人権擁護委員
委員	廣納 智秋	神河町人権文化推進協議会
委員	木村 あや子	神河町社会教育委員
委員	古家 康資	神河町民生児童委員
委員	近澤 由佳子	神河町連合PTA
委員	小林 美恵子	神河町赤十字奉仕団
委員	秋山 紀史	神河町商工会
委員	松田 郁子	神河町社会教育指導員
委員	浦上 美紀	兵庫県男女共同参画推進員
委員	足立 昌子	公立神崎総合病院
委員	松田 隆幸	神河町教育課長
委員	吉岡 嘉宏	神河町住民生活課長

5 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日公布
平成 11 年 6 月 23 日施行
平成 11 年 7 月 16 日改正
平成 13 年 1 月 6 日施行
平成 11 年 12 月 22 日改正
平成 13 年 1 月 6 日施行

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる

おそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基

本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調

査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律

(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正:平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条
一・第五条)

第三章 被害者の保護(第六条一・第九条の二)

第四章 保護命令(第十条一・第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条一・第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者

に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県

警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立て

の時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を

害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者

と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをすする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをす

る場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速

やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の

取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、

同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令

の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処

する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)

第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕

〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)

第3節 特定事業主行動計画(第15条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表
(第16条・第17条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進する
ための支援措置(第18条—第25条)

第5章 雑則(第26条—第28条)

第6章 罰則(第29条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

ニ 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用

する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令

で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の

各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定

めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又

は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍

を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の

事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1 第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。



神河町男女共同参画推進計画

発行年月日 平成 28 年 3 月

編集・発行 神河町

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地
TEL : 0790-34-0001 FAX : 0790-34-0691
E-mail : info@town.kamikawa.hyogo.jp